

各少年院視察委員会の  
意見に対する措置等報告一覧表

平成29年4月末日現在

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	帯広少	H29. 1. 30	在院者の食事の量及びメニューに係る改善の余地がないか検討されたい。	食事の量（給与熱量等）は訓令等で定められており、変更（増量）は困難であるが、今後も予算の範囲内において、より良いメニュー作りに努めていく。
2	帯広少	H29. 1. 30	在院者と親族との面会時間について、その制限の緩和の可否を検討されたい。	在院者個々に計画されている矯正教育の実施等に著しい支障を生じさせない範囲において、法令に基づく一定の制限の下、在院者個々の必要に応じた適切な運用を続けていく。
3	帯広少	H29. 1. 30	在院者に対する社会復帰支援のための取組を、今後更に推し進めることを求める。	今後も一層積極的に取り組んでいく。
4	北海少	H29. 3. 8	衛生上の観点から、①茶葉パックの保管場所、②介護実習室の換気状況、③炊場入口の粘着マットの設置位置、④医務室内の歯科治療用ドリルの保管方法について、配慮願いたい。	①については、保管場所をシンク下部ではなく収納棚等に変更し、②については、一定期間使用しない場合でも同室の換気を徹底し、③については、炊場入口の正面に設置し直すなどして対応し、④については、使用後は速やかに本来の収納場所に戻すよう、改めて注意喚起した。
5	北海少	H29. 3. 8	医薬品や医療情報管理の観点から、薬やカルテに関しては、徹底した管理に配慮願いたい。	医薬品や診療録等の使用後は速やかに本来の保管場所に戻し、各種戸棚の施錠を徹底するよう、改めて注意喚起した。
6	北海少	H29. 3. 8	就寝の際に廊下の電気が明るいため寝つきづらいとの意見があり、保安・警備上の観点は理解しつつも、収容状況に応じて、例えば廊下の電気から距離のあるベッドで就寝させることを検討するなど、可能な限り配慮願いたい。	直ちに状況を確認の上、管理運営上の観点等も踏まえて、就寝する場所を変更して対応した（その後、特段の申出等はなし）。今後も個別の事情がある在院者については、保安・警備上の観点等も踏まえつつ、可能な限りきめ細かく対応する。
7	北海少	H29. 3. 8	1か月に4通を超えて手紙を発信することに関して、在院者の改善更生や円滑な社会復帰の観点から、柔軟な運用に配慮願いたい。	これまで柔軟な運用を行っており、1か月に4通を超える発信についても既に複数の実績があるところであるが、「生活のしおり」の改訂を検討の上、柔軟な運用について少年に対し改めて分かりやすく周知徹底を図りつつ、引き続き必要に応じて柔軟な運用を行っていくこととする。
8	北海少	H29. 3. 8	矯正医療におけるインフォームドコンセントの重要性は、一般社会と何ら異なることはない旨を改めて明記されたい。	在院者に対するインフォームドコンセントの確保については、医師等の医務担当職員と、日々在院者の動静を観察して個性等を理解している法務教官が綿密に連携すること等により、適切に行われるよう引き続き対応してまいりたい。
9	月形学	H28. 11. 30	体育の授業がある日に入浴を設定すること。	日課の編成上、体育の指導がある日に必ず入浴を実施することはできないが、本年度の少年院矯正教育課程を見直す際、体育の指導後に入浴を実施しない日については、シャワー等の代替措置を検討する。
10	月形学	H28. 11. 30	同じ内容の授業を複数回実施しないよう改善すること。	特定生活指導と非行態様別指導などの一部について、同じ教材を用いるが、授業の目的は異なるため、必要な指導であることをあらかじめ分かりやすく説明するよう職員に周知、徹底を図った。
11	盛岡少	H29. 3. 29	職員において在院者に対して指導・教育・注意を行う際には、他の在院者らとの関係で公正・公平な方法・内容となるようにより一層配慮し、対象となる在院者が不公平感や職員から在院者に対する個人攻撃との印象を抱かないように注意することを要望する。加えて、その指導・教育・注意の状況を現認した少年らが同様の感覚や印象を抱かないように注意することを要望する。	職員が在院者に対して個人攻撃をするなど不適切な言動をなした事実は認められないが、在院者が不公平感や個人攻撃との印象を抱かないよう、今後も引き続き、注意喚起や職員研修等を実施するとともに、幹部職員による巡回や行動観察票の確認、在院者に対する定期的な面接の実施等に努めたい。また、在院者に誤った印象や感覚を抱かせないよう、指導の在り方について焦点を当てた職員研修を実施することとした。
12	盛岡少	H29. 3. 29	職員において添削やコメントを付けて在院者に返却することが予定されている課題作文等については適宜速やかに在院者に返却するように努めることを要望する。	基本的には返却予定の課題作文については、添削やコメントを付けて返却し教育活動に活用しているところであるが、今後とも速やかに在院者に返却することとする。
13	盛岡少	H29. 3. 29	扇風機やエアコン設備の増設を要望する。	限られた予算の中で生活環境の改善を行ってきたい。
14	盛岡少	H29. 3. 29	入浴回数の増加を要望する。	少年院法施行規則第30条において、入浴回数は1週間に2回以上とされているところ、当院では、週3回の入浴に加え、盛夏時期には入浴日以外の日にはシャワー浴を実施するなど、可能な限り在院者の衛生管理に努めているところである。
15	盛岡少	H29. 3. 29	新聞閲覧時間の延長を要望する。	新聞閲覧時間の延長については、在院者の人員数や日課時間等との兼ね合いから検討していくこととした。
16	盛岡少	H29. 3. 29	専門学校、高校大学ガイドの購入を要望する。	在院者のニーズ等を踏まえ、購入を検討していく。
17	盛岡少	H29. 3. 29	自弁の書籍の検査時間の短縮を要望する。	検査期間については、内規で定められた期間を超えて交付した事例はないが、今後も定められた期間を超えないことはもとより、検査時間を短縮できるようにできる限り対応していく。
18	盛岡少	H29. 3. 29	寮の各部屋に時計を設置することを要望する。	今年度、集団寮の各部屋に購入し設置する予定である。
19	盛岡少	H29. 3. 29	在院者の入院時における意見提案箱の説明の徹底を要望する。	意見提案箱については、「生活のしおり」や意見・提案書などへの記載により、在院者へ説明しているところであるが、新入時オリエンテーションにおいても説明を徹底する。
20	東北少	H29. 1. 30	青葉女子学園において、備付図書の出借冊数を増加させるよう改善を求める。	従来週の週当たり4冊から、週当たり8冊（同時に所持できるのは6冊）に改善した。
21	東北少	H29. 3. 23	東北少年院において、自弁書籍の購入前に、購入を希望する書籍の閲覧の可否を判断し、購入希望者に伝達する仕組みに改善するよう求める。	自弁書籍等の閲覧に係る可否判断は、購入した書籍等の内容から、当該在院者の年齢等に照らして個別に行っており、当該書籍等の購入前に閲覧に係る可否判断をすることは適切ではないと考える。
22	東北少	H29. 3. 13	青葉女子学園において、夏季の入浴の回数を週3回から増加してほしい旨の要望があったので、改善を求める。	夏季には、入浴日以外にはシャワー浴を実施しており、在院者の保健衛生にはできる限り配慮している。
23	東北少	H29. 3. 13	青葉女子学園において、冬季の暖房使用時間の延長を求めたい旨の要望があったので、改善を求める。	起床時刻の10分前に寮ホールの暖房設備を稼働させることとした。
24	東北少	H29. 3. 13	青葉女子学園において、床が冷たいことから、脱衣所のバスマットの使用範囲を広げてほしい旨の要望があったので、改善を求める。	脱衣所内では暖房設備を使用しているが、足元の冷たさを緩和させるため、バスマットの使用位置等について検討する。
25	東北少	H29. 3. 13	青葉女子学園において、居室内で洗濯物を干すためのリングの位置を高くしてほしいとの要望があったので、改善を求める。	干し方の工夫をすれば、リングの位置を変えなくても、特段の支障はないことから、干し方の指導をする。ただし、配慮すべき事情があるときは、寮ホールでも洗濯物を干せるようにするなど検討する。
26	東北少	H29. 3. 13	青葉女子学園において、寮内のホールに設置された二人用机がガタガタするので調整してほしいとの要望があったので、改善を求める。	机に異状は認められない。床が平らでない箇所があるためと思われるが、ガタつきを抑える工夫をすることとした。
27	東北少	H29. 3. 13	青葉女子学園において、日曜日に視聴するDVDについて希望の聴取を求める要望があったので、改善を求める。	来年度から希望を聴取する方針としている。

28	東北少	H28.9.26	青葉女子学園において、土日・祝祭日の余暇時間に昼寝ができるようにしてもらいたいとの要望があったので、改善を求める。	休庁日の午睡を許可することとした。
29	東北少	H29.3.23	東北少年院において、職業訓練への編入に際し、共犯・知己関係にある者がいることを理由に希望する職業訓練に編入できないことについて改善を求める。	共犯・知己関係にある者がいることにより、保安上あるいは矯正教育の実施上、支障を来すおそれがある場合には、第1希望の職業訓練に編入できないことはあるが、職業訓練の編入に当たっては、本人から第3希望までの希望を聴取し、併せて保護者の意向も聴取した上で決定しており、今後できるだけ本人の希望に沿った編入が可能となるよう努めていく。
30	東北少	H29.3.23	職員が恒常的にオーバーワークに陥っていることの懸念があることから、適切な人員配置について措置を求める。	職員配置については、業務の合理化やスリム化を通じて適正化を図り、増員が必要な場合は、上級官庁に状況説明し、要望していききたい。
31	東北少	H29.3.23	視察委員会の開催回数について、2か月に1回の頻度(通年6回)での開催が実現できるよう要望する。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
32	東北少	H29.3.23	寮内に設置されている意見・提案箱付近に、視察委員会制度に関する説明の掲示を行うなど、委員会による周知の取組が可能となるような協力を希望する。	物理的に設置が難しい場合を除き、院内に掲示板を設置するなど、委員会活動を積極的に周知する取組に対応することは可能であり、依頼があればその都度検討する。
33	東北少	H29.3.23	意見・提案書について、通達で定められた様式のものとして委員会が準備した様式のものとの併用、若しくは、意見・提案書の常時所持を認めるようされたい。	意見・提案書の様式は通達で定められたものであり併用は困難であるが、意見は上級官庁に伝達する。また、意見・提案書は生活のしおりに備え付け、常時所持させることとした。
34	置賜学	H29.2.6	本年度は視察委員会の開催回数が5回であったが、必ずしも必要十分とは言えなかった。委員会の開催回数を柔軟に対応できるように要望する。	平成29年度は年5回の予算措置が想定されているが、今後とも当院の活動状況等における予算措置の必要性について上級官庁に要望することとした。
35	置賜学	H29.2.6	昨年度意見で施設の改修・改善について意見を述べたが、これらに対する具体的な改善対応の内容あるいは今後の見込みを明らかにすること。	給水設備改修工事は、平成28年度各所修繕工事計画の最優先順位で上申し、生活環境改善の必要性について理解が得られたため改修工事を実施した。 浴室改修は、平成29年度各所修繕工事計画の最優先順位として上申することを検討している。 当院の農場、運動場の配置については、現時点では、土地の売却及び集約に関する整備が予定されていない状況にあるが、引き続き検討したい。
36	置賜学	H29.2.6	在院者と保護者等の面会は在院者の更生にとって非常に重要であり、面会家族の人数が多い場合などには30分程度の面会時間では十分なコミュニケーションを取ることでできないこともあると思われ、基本の面会時間を1時間として、これを基本に短縮・延長など状況に応じて対応すること。	本年度実施した面会時間は、全て30分以上の面会時間を確保しており、社会復帰支援に資すると認められる保護環境調整面会や保護者会に伴う保護者との面会、就労支援事業者機構の方との面会、保護者参加型プログラムにおける面会については、45分から1時間30分ほどの時間をかけて面会を実施している。 このように、現状においても個別の必要性に応じた面会時間を弾力的に延長し、十分な面会時間を確保できるようにしており、今後も同様に対応していく。
37	置賜学	H29.2.6	生活のしおりに入浴時間は「おおむね20分」とされているが、在院者からの聞き取りでは衣類の脱ぎ着を除いた実際の入浴時間は15分程度ということであり入浴時間が短すぎると思われ、特に冬期間などは入浴時間を十分に取れるように配慮すること。	入浴時間については、気候や当院の日課運営の状況を勘案しながら在院者の衛生保持が適切になされるよう考慮しながら実施しており、現状では「おおむね20分」としている。それは、他の少年院の取扱いとも均衡が取れていると考えている。「おおむね20分」の入浴時間については、職員により差が生じることがないように、脱衣後、浴場に入ってから、浴場から出る時間を計測することとするよう統一した。
38	置賜学	H29.2.6	自弁物品について過度の規制があると思われる。嗜好品の摂取の規制、文具の使用の規制(インデックス・付箋の原則禁止、シャープペン・ボールペン・蛍光ペンの「多機能」禁止)など禁止理由が必ずしも明確でないものがあり、規制の在り方を検討すること。	通常院内生活の中で自弁の嗜好品の摂取を許可していないのは、在院者間の経済的格差による不平等感を生じさせないための制限である。 文具のうち「多機能」を禁止していることは、視察委員会の指摘のとおり合理的とは認められないので、取扱いを改めた。
39	置賜学	H29.2.6	食事について、いろいろ工夫していると認められるが、ごはんのおかわり不可など不必要な規制もあると思われ検討すること。	食事は訓令により定められた「給与熱量及び標準栄養量」に基づき適切に給与している。在院者に対しては、今後も食育指導等を通じて食事の大切さなどの指導を継続していくとともに、限られた予算内で更なる工夫をしていきたい。
40	置賜学	H29.2.6	体育で半袖着用時などに入れ墨をサポートで隠す指導について、在院者からすると必ずしも全員に公平に指導されていないと感じているものもあり、これらに限らず言葉遣いについての指導などでも不公平を感じる在院者もあり、全般について公平な指導を徹底すべきである。	入れ墨や言葉遣いに対する指導において不公平を感じる在院者があることについては、具体的な状況を承知していないものの、在院者から見て公平に感じられるような処遇を実施するよう職員間で共通理解を図るようにしていく。
41	置賜学	H29.2.6	在院者から治療の要望があった場合は、今後とも迅速丁寧に対応すべきである。	当院では、1週間に3日、医務診察日を設けている。そのほかに歯科治療は、定例として毎月1回実施している。健康診断については、少年院法により6か月に1度以上とされているところ、当院は短期施設であることから、毎月1回実施している。 当院医務課長の判断により、外部専門医での診察が必要とされた場合には速やかに実施しており、夜間・休日等において症状を訴える者があれば、医務課長への連絡により、指示を受けて外部医療機関に連れて行き診察を受けさせている。本年度の外部医療機関での診察は4回あり、整形外科1回、皮膚科2回、眼科1回である。そのうち眼科への1回は、土曜日に実施している。
42	茨城農	H28.5.18	トイレの排水がよくないので改善願いたい。	トイレの排水については、水が流れにくい場合があるので、修繕が必要な箇所はその都度対応している。昨年、洋式トイレを各寮に設置したほか、洋式トイレの接続パイプを修理交換している。
43	茨城農	H28.5.18	洋式トイレの増設について、アンケート調査を実施するなどして将来的な増設を検討してほしい。	在院者によっては、人の座った後は座りたくない者がいる。6月に実施したアンケートでは、洋式和式の希望が半々であった。昨年、洋式トイレを各寮に設置した。
44	茨城農	H28.7.20	衛生上の観点から、布団を干す回数の増加を検討願いたい。	天候等により延期せざるを得ない場合もあるが、現在は計画的に実施している。
45	茨城農	H28.5.18	体育に筋トレだけでなく、持久走を増やしてほしいなど、一定程度、在院者の希望に応じた対応の検討を求める。	季節に応じた種目を採用しており、持久走については冬期の持久走大会に向けた訓練として、毎年1～3月に実施している。
46	茨城農	H28.5.18	図書について、図書室の本を寮ごとに入れ替えてほしいとの要望に対し、対応願いたい。	おおむね2か月に1度、図書室の本を順転し、入替えを行っている。
47	茨城農	H28.5.18	自弁の図書について、時間の許す限り、閲覧を認める対応が望まれる。	自弁の書籍等(学習用図書は除く。)は、余暇時間に読むことができる取扱いとされているところ、余暇時間は平日に1時間、土曜日に3時間25分、日曜日に5時間35分確保されており、現状で適切であると考えている。
48	茨城農	H28.9.14	エアコンのない生活において健康を害する可能性があるため、エアコンの設置を検討願いたい。	今後も施設維持管理に問題がある場合は迅速に対応する。なお、エアコン設置については、本年度も要望を出している。

49	水府学	H28. 5. 19	開催回数が年4回は少なすぎるので、4回を超える開催を希望したい。	平成29年度予算案において、年5回開催の予算措置予定であり、平成29年度から年5回開催が可能となった。
50	水府学	H28. 8. 4	医務課職員が変わって、診察の機会が制限されていると思われるので、制限がされることないよう配慮されたい。	在院者からの申出があれば、必要に応じて適正に診察を受けさせている。
51	水府学	H28. 8. 4	夏場のニキビケア(肌トラブル)やインキンなど、医務の診察を奨励するようにしてもらいたい。	在院者の身体状況に応じ、医務課診察の受診について適切に助言している。また、医療上の必要が認められる場合には、薬が処方されているほか、自弁でのクリームの購入も可能である。今後も適切に対応したい。
52	水府学	H28. 8. 4	単独寮の冷感対策として単独室内に扇風機の設置ができるかどうか、検討してもらいたい。	予算的措置がなければ、単独室に扇風機の設置は困難である。単独寮に収容している在院者の保安上・処遇上の問題も精査し、扇風機以外の整備可能な冷感対策を検討していきたい。
53	水府学	H29. 2. 23	在院者から清掃・美化を実施する実科(清掃美化科)の設置の希望があったが、新たな実科の設置について検討されたい。	現行の実科である農園芸科やサービス科において、まさに同様の作業を実施しており、実質的には現行のままで問題ないと考えている。
54	水府学	H29. 2. 23	在院者からホームヘルパー等の介護に関わる資格を当院で取得したい旨の希望があったので、資格取得の体制について検討されたい。	年齢制限により資格取得可能者が極めて少数に限られる上に、介護サービス科として実科を設置する場合、物的設備の設置・拡充のため大幅な予算や監督官庁や都道府県知事の認可を要するなど、施設独自の設置は困難である。自主学習や他の教育活動において、可能な範囲で配慮したい。
55	喜連川少	H28. 11. 18	休憩時間以外であっても在院者からのトイレの申出については許可しないことがないよう、職員に対し周知されたい。	休憩時間以外であってもトイレの申出があれば随時使用させており制限した事実はないが、職員に対し人権に配慮した適切な処遇を行うよう研修等を実施する。
56	喜連川少	H28. 11. 18	高等学校卒業程度認定試験合格者に対しても、参考書等の貸出希望があった場合には受験生の使用に支障がない限り基本的に貸し出すことを検討されたい。	高等学校卒業程度認定試験合格者から、参考書等の貸出の申出があった場合は、同試験受験生への貸出や申出者の矯正教育に支障がない範囲で、貸与する取扱いとした。
57	喜連川少	H28. 11. 18	食事の際の納豆のタレやジャムの小袋を箸で絞り出す指導はしないよう在院者及び職員に対し周知されたい。	納豆のタレやジャムの小袋を箸で絞り出すよう指導はしていないが、改めて職員に対し、在院者に対して生活指導を行うに当たっては、一般常識の範ちゅうで指導等を行うよう周知した。
58	赤城少	H29. 3. 30	単独寮の窓から入る隙間風が改善されていないため、可及的速やかに改築・改修を要望する。	大きな予算が必要な工事については、上級官庁に上申した上で対応する。
59	赤城少	H29. 3. 30	食事の衛生管理については、意識の向上に向けた努力を継続されたい。	研修等の機会を通じて今後も衛生管理の徹底及び職員の意識向上に努める。
60	赤城少	H29. 3. 30	大量の残飯がでないよう献立の工夫をされたい。	適切な献立の作成に努めるとともに、幹部職員による検査時にも味付け等に十分留意する。
61	赤城少	H29. 3. 30	セクハラ防止に向けた意識の向上に努められたい。	今後もセクハラ防止等の職員研修等を定期的実施し、職員の意識向上に努める。
62	赤城少	H29. 3. 30	勉学への動機付けとなる検定、資格試験等の導入を検討されたい。	義務教育段階にある在院者のニーズ等を踏まえ、漢字検定に係る学習支援の充実・受験奨励のほか、その他の検定・資格等に関する適切な教材整備を図りたい。
63	赤城少	H29. 3. 30	他施設と連携し、若手職員に向けた保安に関する研修を実施することを検討されたい。	効果的な保安研修が実施できるよう内容面の工夫を図り、若手職員の育成に努めたい。
64	赤城少	H29. 3. 30	意見・提案書の書式変更について上級官庁に通達の改正を上申されたい。	意見・提案書の様式は、通達で定められたものであるため、貴委員会の意見を引き続き上級官庁に伝える。
65	榛名女	H29. 2. 22	支給された浴用石けん又は自弁品の無添加石けんのいずれか1個を、洗顔、手洗い、入浴及び掃除等に使用しているが、掃除等により雑菌が付着した石けんを洗顔や手洗い等に使用することは不衛生であり、病気の原因となるおそれがあり、また、在院者が1か月に使用できる石けんは、1点までと決められているが、洗浄力や衛生面で問題があるので、使用目的による石けんの区別及び1か月の石けんの使用個数の制限について検討を求める。	在院者には用途を指導した上で、入浴用石けんと洗濯用石けんを毎月1個ずつ支給しており、入浴回数及び洗濯の状況等から適切な支給量であると考えている。また、当月分の石けんを使い切ってしまった場合であっても、新品の石けんを新たに支給しており、石けんの不足により衛生面の問題が生じることはないものと承知している。 なお、出院者が使い残した石けんを集団寮内の掃除のために使用することはあるが、掃除に転用した石けんを在院者個人の手洗い等の用途に再使用することはない。
66	榛名女	H29. 2. 22	トイレの利用時間を厳格に制限すると、便秘や膀胱炎などの体調不良や病気を招来するおそれがあるので、トイレの利用時間の管理・制限について、在院者たちが適切に排尿・排便が行えるような配慮を求める。	生理現象であるトイレの利用を制限することはしていない。授業等の合間にはゆるゆるトイレ休憩の時間を設け、トイレ利用を促すことはあるが、それ以外の時間であっても、申出があればその都度、トイレを使用させている。なお、トイレの利用時間が著しく長い場合やトイレを頻繁に利用するときには、自殺事故防止や体調把握等の観点から、職員が声を掛けることもあるが、トイレ使用の抑制につながるよう留意している。 今後も、トイレ利用に係る在院者の心情に十分配慮できるよう職員の意識統一を徹底し、その健康維持に万全を期することとした。
67	榛名女	H29. 2. 22	適正体重の維持は、良好な体調の維持管理において、重要な意味を有しているが、現在、月末しか体重を測定することができないことに加え、食事のカロリーも表示されておらず、在院者の体重の増減は、月末の体重測定でしか確認することができないこととなっているので、体重測定の回数を増やすことを希望する在院者についての体重測定の頻度について検討を求める。	当院では、「矯正施設被収容者食料給与規程」(平成7年法務省矯正訓第659号大臣訓令)に定められた、少年院女子の一日当たりの給与熱量及び標準栄養量に基づいてメニューを定め、食事を給与しているため、在院者には適正な熱量の摂取が確保されている。また、体重測定の結果に基づいて、病的な肥満等と医師が判断した在院者については、必要に応じて摂取制限も実施するなど、適正な栄養管理・栄養指導が行われているため、在院者は年齢別標準体重付近で安定することが多く、月1回の体重測定で十分な健康維持ができています。 当院で問題となっているのは、摂食障害を発症した在院者の存在であり、食事を十分に摂取せず、著しい体重減少や低栄養状態となり、健康が保てないケースが生じている。食事や体重に病的に拘泥する者は、頻回の体重測定を希望するが、測定頻度を増やしたり毎食のメニューごとにカロリーを表示した場合、食事の量や内容に極端にこだわる食行動異常や自己誘発性嘔吐を助長することとなり、在院者の症状の改善につながらないことが強く懸念されることもあり、この観点からも現状の運用を維持することが相当と考えている。 なお、摂食障害による体重減少、低栄養が著しい在院者については、身体管理のための血液検査や血圧測定とともに体重測定も週1回程度と頻繁に行い、厳重に体重を管理している。

68	榛名女	H29. 2. 22	<p>冬季の寒さが厳しい時期においては、夜の水による洗顔後の冷えた手を温める方法及び冬季のクリームの1か月の支給点数の増加について検討を求める。</p>	<p>入浴のない日の洗顔は午後5時30分頃に実施しているが、その後、就寝までの3時間30分は十分な室内暖房が行われる時間帯であり、室温が適正に保たれていることに加え、希望者には手袋の着用を認めていることから、水による洗顔で冷えた手が就寝時まで温まらないことは想定されない。</p> <p>肌用クリーム(容量120グラム)については、2か月に1点、年6本支給し、その他に月に1点自弁購入することができることとされ、加えて毎年クリスマスにはボディクリーム(容量220グラム)を追加支給しており、冬季におけるクリームへの支給量はすでに十分なものと承知している。</p> <p>また、手足のしもやけ防止のため、偏食をなくし、食事をバランスよく摂るよう食事指導を行うとともに、手足の血行促進のためのマッサージ励行を指導しており、しもやけやあかぎれができた場合には、塗り薬を処方するなど、医療的な措置にも万全を期しているところであるが、今後とも、温水による採暖も含む効果的な対策を充実させることとしたい。</p>
69	榛名女	H29. 2. 22	<p>在院者が体調不良を申し出た際に、適切な対応が取られず容態が悪化したという意見や、当院の常備薬の支給について職員により対応が異なるという不満がある。</p> <p>在院者から体調不良等の申出があった際は、職員が適切に少年の体調、様子を観察の上、必要な措置を取ることができるよう検討を求める。</p>	<p>職員は在院者の特性、心情、日々の表情や行動の変化等に細心の注意を払い、その動静を把握することとしている。体調不良の訴えがあった場合、在院者から症状等を聴取するとともに、動静等も踏まえて適切に対応している。症状によっては、いわゆるバイタルチェックと並行して直ちに医師の診察を受けさせるなど、きめ細かく措置している。</p> <p>医師不在時には、必要に応じて備薬を服薬させることもあるが、監督者に報告の上、必要な手続を経て服薬させている。</p> <p>内服薬は、その用量、使用回数等が定められており、在院者の欲するままに服薬させることはできないため、今後は在院者にいわずらに不満感を抱かせないよう、医薬品等に関する知識を付与するなど、保健衛生に関する指導を充実させることとしたい。</p>
70	榛名女	H29. 2. 22	<p>冬季の単独寮の冷への対策として貸与される電気ひざ掛けの貸与時間が、職員によって異なることがある。</p> <p>冬季の朝の寒さを考慮し、電気ひざ掛けの貸与時間を職員が異なっても統一した時間に貸与されるよう検討を求める。</p>	<p>冬季の単独寮では、起床点呼後の居室内清掃終了後から就寝準備までの間、電気ひざ掛け毛布を居室内で使用することを認めており、職員による運用の差異は認められない。一方で、単独寮の収容数は1名から十数名以上に及ぶなど、日々の変動が激しいことに加え、個々の対応に時間を要する在院者も収容することがあるため、貸与の準備等に要する時間に差異が生じることが想定される。</p> <p>今後は、在院者にいわずらに不満感を抱かせることのないよう、ひざ掛け毛布の運用について、在院者の理解を深めさせるよう指導を行うこととしたい。</p>
71	榛名女	H29. 2. 22	<p>生活のしおりでは、家族との面会時間は30分までとなっているが、事情により延長を認める場合がある旨の記載があるが、実情として延長が認められていることが少ないように見受けられる。</p> <p>親族等との面会において、面会時間の延長が必要と認められる事情がある場合、在院者の個別具体的な事情を考慮して面会時間の延長を判断するよう検討を求める。</p>	<p>当院では面会を家族関係調整の重要な機会としてとらえており、できる限り少年の個別担任又は寮主任等が立会することとしている。このため、面会時の家族間の会話や保護者の対応状況等、個別の事情を踏まえて適切な介入等を行うこととしており、その進展に応じて、面会時間が延びる実情にあると承知している。</p> <p>また、通常的面会時間延長に加えて、在院者個々の事情に照らし合わせて、1時間以上の長時間面会を計画的に実施しているほか、家庭寮等で職員の立会いなしに行う特別面会(一日面会、宿泊面会)も実施しており、平成28年には、1時間以上の長時間面会を32件、家庭寮等で食事を交えて行う一日面会については12件となっている。</p> <p>今後とも、面会回数の少ない保護者に対する働きかけや休日面会の実施など、個々の事情に配慮して、適切な面会の運用を図ることとしたい。</p>
72	榛名女	H29. 2. 22	<p>手錠の使用は、在院者の心身に十分配慮し、他の方法では目的を達することができない場合のみに制限すべきである。また、保護室の利用についても、在院者の心身に不利益を与えないように制限し配慮すべきよう検討を求める。</p>	<p>手錠は在院者の身体を直接拘束する点において自由の侵害性が高く、その心身に与える影響も大きいことから、手錠を使用する法的根拠(少年院法第87条:手錠の使用、少年院及び少年鑑別所における規律及び秩序の維持等に関する訓令第19条:手錠の使用上の留意事項)に基づき適正に使用している。また、手錠を使用できるのは指定職員に限られている上、手錠を使用する場合は原則として施設長の命令によるものとされている。</p> <p>保護室への収容は在院者の心身に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、収容には慎重な判断を要し、少年院法第88条第1項に定める収容要件に該当し、やむを得ない場合に限り、指定職員が院長の命令により収容している。保護室に収容されている在院者に対しては、その心情の安定を図るための適切な働き掛けを行うよう努め、収容要件が消失したと認められる場合には、直ちに収容を中止している。また、保護室に収容し、又はその収容を更新した場合には、収容されている者の健康状態について、医師(医務課長)に意見を聴いている(少年院法第88条第6項)。</p>
73	榛名女	H29. 2. 22	<p>当院での生活において、在院者同士の一切の私語が禁止されている状態が見受けられる。収容の目的から制限があることはやむを得ない状況もあるが、日常生活及び学習に関する場合などについては、在院者同士の会話を認めること及び他者とのコミュニケーション能力を高める課題・授業の増加について検討を求める。</p>	<p>会話の内容や状況を問わずに在院者間の会話を一切禁止することは、会話が自然に行われている通常の社会生活からおおよそかけ離れており、円滑な社会復帰に資するものとならないため、当院では一律に会話を禁止することはしていない。現状では、仮退院後の生活に支障が生じるおそれのある自己のプロフィール等を含む内容の会話、矯正教育を実施する時間帯の会話及び危険な工具等(農機具、針等)を使用しており安全確保が必要な状態での会話について、限定的に制限を加えることとしている。</p> <p>一般に会話を通じて、コミュニケーション能力、自己表現力等の向上や社会的に望ましい対人関係の在り方を学ぶ機会が得られるなどの効果があることを十分に認識した上で、処遇段階に応じた在院者の自主性を尊重する趣旨から、矯正教育の進捗状況を踏まえ、各種行事や院外での教育場面における会話、寮内での積極的な助言等を通じて健全な会話ができるように配慮しているところである。</p>

74	榛名女	H29. 2. 22	<p>単独寮での処遇が長期に及んでいたり、職員からの指示や助言等が不明確なため、単独寮での生活の延長の理由や原因が理解できず疑問や不満が生じたまま生活を続けるおそれがあるため、在院者が期間の延長の理由や課題の問題点等を理解できるよう指示や助言等が行われるように検討を求める。</p>	<p>単独寮における処遇を行うときは、その理由及び期間を明らかにした上で、目的、評価のポイント、日課表及び処遇上の留意事項等を盛り込んだ指導計画書を作成し、施設長が実施を決定することとされている。処遇の実施に当たっては、個別担任は在院者に対して、単独寮での処遇の理由及び目的等について、在院者個々の能力や理解度に応じて説明するとともに、課題の進捗状況を随時点検し、在院者が疑問や不満を訴えた場合等には繰り返し面接等を実施し、処遇の効果が最大限発揮されるよう指導することとしている。</p> <p>今後とも、本人の精神的状態や特性に配慮し、よりきめ細やかな指導を行うこととし、その内容や期間等についていたずらに不満を持つことのないよう配慮し、単独寮における処遇が最大限の効果を発揮できるよう努めることとしたい。</p>
75	榛名女	H29. 2. 22	<p>在院者が担任の教官と面接する時間が設けられているが、決められた時間の中で在院者が話す内容を伝えきれなかった場合に、在院者の課題の達成を遅らせ悩みや不満を抱えたストレス状態が長期に及ぶおそれがあるため、在院者との面接の途中で決められた時間が終了してしまった場合は、面接時間を延長したり、近接した日等で、面接の機会を設けたりするなどの対応の検討を求める。</p>	<p>当院の週間標準日課表においては、週に5時間の個別面接の時間を確保している。交替制勤務に伴う非番、週休等があるため、その全ての時間に担任職員が面接を実施することはできないが、在院者に対し、少なくとも週に1回の面接は実施しており、平均すると在院者一人当たり1か月に5回程度個別面接がなされている状況にある。</p> <p>面接時間は、週に1回、30分等といった固定的な運用はしておらず、在院者の抱えている問題性や相談内容、指導の必要性等に応じて、柔軟な運用をしており、長時間の面接を実施したり、週に2回、3回の頻度で実施することもあるほか、日課の都合等により途中で面接を終了せざるを得ない場合は、近接した日等で面接の機会を設けるなどの対応をしている。また、在院者の心情等を把握し、必要な助言指導をするための手段は、面接のみに限られるのではなく、内省ノート等も有効に活用して実施している。</p> <p>今後とも、業務の効率化等を推進しつつ、面接の機会をより一層確保できるよう努めることとしたい。</p>
76	榛名女	H29. 2. 22	<p>在院者が合理的な理由や原因がないにもかかわらず、自分だけ不利益な扱いや対応をされていると感じた場合、職員に不信感を持ち在院者の改善更生に重大な影響を及ぼすことがあるため、在院者が納得できない職員の不合理な対応及び在院者が差別されていると感じる可能性のある職員の対応を減少させるよう検討を求める。</p>	<p>少年院法は、在院者の人権を尊重すること、在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的としており、当少年院職員はあらゆる場面において、在院者の人権の尊重を念頭に置いて職務に当たっている。また、当院においては、個々の在院者の年齢、心身の発達の程度、性格を的確に把握した上で、個々の在院者の非行・犯罪の原因となっている問題性や伸長すべき長所を認識し、教育上の必要性を踏まえ、それに適合した処遇を組織的に展開している。</p> <p>このため、従前から毎週1回の職員研修を実施しているほか、不祥事防止委員会において全職員を対象とした座談会を実施し、非違行為及び不適正処遇に関する注意喚起を徹底しているところであるが、今後とも、在院者にいたずらに不満感を抱かせることのないよう、適正な処遇を展開するために職員研修等の充実に努めることとしたい。</p>
77	市原学	H28. 9. 1	<p>暑さ寒さ対策、窓等の建て付け、衛生に関する設備など、設備面が在院者の処遇に適した環境となっているか、今一度、確認対応を願いたい。</p>	<p>設備面の確認等を定期的実施しており、可能な限り自庁予算での修繕を順次実施している。また、ストーブを廊下に設置する一方、予算上の制約があることから、上級官庁へ要望していくことにしている。</p>
78	市原学	H28. 9. 1	<p>延灯時間の利用条件、利用方法などの周知と在院者一人一人が理解できるように取組を願いたい。</p>	<p>講話等の時間を利用して説明を行うなど、利用時間や利用方法について、今後も継続して周知していく。</p>
79	市原学	H28. 11. 10	<p>食事の量について、一定の範囲内における裁量を許すことができないか検討を求める。</p> <p>また、アレルギーを有する者への対応にも工夫を要し、食の楽しさを感じられるようメニューの工夫をされたい。</p> <p>加えて、食事に使用する食器類に水滴のようなものが残っていることがあり、食器類に拭き残しのないよう注意されたい。</p>	<p>食事は訓令により定められた給与熱量、標準栄養量に従い適切に給与している。また、アレルギーを有する在院者への対応も医師の指示を受けて適切に行っている。食器の水滴は、食器温風乾燥後にアルコール消毒を行っており、衛生面にも配慮している。</p>
80	市原学	H29. 1. 12	<p>歯痛に悩む在院者より、医療機関を受診できないとの意見が寄せられ、痛みに苦しむ間、受診できるのか否かについての誤解があれば不安が募るため、在院者が理解できるように丁寧な説明を行うなどの対応を願いたい。</p>	<p>歯科治療については、緊急性及び必要性の高い者から優先的に外部医療機関での診察を実施しており、引き続き適切な医療措置を講じ、在院者にもその旨を丁寧に説明を実施していきたい。</p>
81	市原学	H29. 3. 15	<p>運動時の音楽がいつも同じで単調であること、バスケットボールができないか等の声があり、運動時間やメニューについて工夫の余地がないか検討されたい。</p>	<p>運動時の音楽を速やかに変更した。今後も定期的に変更するようにしたい。バスケットボールは接触による負傷のおそれなどから採用は困難であるが、運動種目については、引き続き検討していきたい。</p>
82	八街少	H28. 9. 8	<p>食事中、そしゃくする音を他の在院者に聞かれないとの理由から、音楽を流してほしいとの意見があったため、実施の可否を検討されたい。</p>	<p>平日の昼・夕食時に一斉放送により音楽を流すこととした。朝食及び休日については、必要な設備・備品の調達を視野に入れながら検討する。</p>
83	八街少	H29. 3. 29	<p>居室内が寒いという在院者の意見があることから、冬場の居室内の室温管理がどうなっているのかについて一度検証され必要な対策を検討されたい。</p>	<p>今後、定期的に居室内の温度計測をし、その結果、対策が必要な状況が判明した場合には、予算面などを考慮の上、適切な対策を検討する。</p>
84	八街少	H29. 3. 29	<p>食事風景の視察の結果、食事も修養の一つであるというとの教育方針もうなずけるものがあつたが、楽しくあるべき食事と修養の一つであるという教育方針との両立がうまく図られるような工夫について検討されたい。</p>	<p>日常の食事指導の場面とは別に、各種教育行事に伴う食事会など、外部協力者と談笑しながら食事をする機会を設けているが、これらの機会を定期的・計画的に配置していくことについて、前向きに検討していきたい。</p>
85	八街少	H29. 3. 29	<p>提案箱の存在を知らない在院者が少なからずいたこと、また、提案箱の存在は知っていても、設置場所的に、あるいはタイミング的に投書がしにくいという在院者の意見があるため、提案箱の設置の場所について、見直しを含めて再度検討されたい。</p>	<p>これまで実施している入院時オリエンテーション及び生活のしおりでの告知のほか、視察委員会会議実施前の適宜の時期に改めて提案箱の利用方法について告知する。また、提案箱の設置場所について、再検討していく。</p>
86	八街少	H29. 3. 29	<p>在院者の食事内容について、在院者の数少ない楽しみの一つと思われるだけに、在院者のさきやかではあるが切実な声に真摯に耳を傾け、少しでも改善されるよう検討されたい。</p>	<p>定期及び不定期に給食嗜好調査を実施して在院者の意見を聴取し、献立に反映させることをその都度検討しており、今後もこれを継続していく。</p>
87	八街少	H29. 3. 29	<p>教育内容について、運動による身体の鍛錬に偏ることなく、学習面や社会順応訓練等の側面での更なる充実した配慮を求めたい。</p>	<p>少年院法施行に伴う特定生活指導及び職業生活設計指導等の導入により、より幅広い内容及び方法による矯正教育の実施を計画しており、今後も同様の観点から拡充の可能性を検討する。</p>
88	八街少	H29. 3. 29	<p>委員会開催回数について、適時適切に十分な視察活動を実施するために必要な開催回数（5回以上の）を改めて検討されたい。</p>	<p>平成29年度予算において、年5回の実施が可能となった。</p>

89	多摩少	H29. 3. 23	施設が老朽化していることから、建て替え予定を早めるとともに、その際には、機能的な設備を設置し、樹木や芝などの維持管理に要するコストを軽減することを検討されたい。	予算事情が厳しい状況にあるが、必要な予算措置について、今後とも上級官庁に要求していきたい。
90	多摩少	H29. 3. 23	入浴回数を週4回とし、それ以外の日にもシャワー浴が保障されるべきである。	予算事情が厳しいことや実習時間の確保の都合上、直ちに対応することができず、施設限りでの対応が困難であることから、委員会の要望を上級官庁に伝達することとしたい。
91	多摩少	H29. 3. 23	教科指導に際しては、自習ではなく教諭による授業を行うことについて検討されたい。	当院は本年度「高校卒業程度認定試験コース」が設置され、予算措置がなされることから、御指摘の趣旨を踏まえ、更なる教科指導の充実を図ることとしたい。
92	多摩少	H29. 3. 23	個人面接を定期的に行い、その他在院者が希望した場合にはできる限り時期を失することなく対応していただきたい。	個別的な働き掛けや個別面接の時間を増加しているところであるが、御指摘を踏まえ、時期を失することなく、「動機づけ面接」等を活用し、在院者の強みを引き出す面接の更なる充実を図ることとしたい。
93	多摩少	H29. 3. 23	在院者同士の会話については、リスクがあることは承知しているが、会話の制限を緩和することに取り組んでいただきたい。	当院としても社会復帰に向けて在院者のコミュニケーション能力の向上が必要なことを認識しており、1級の在院者については自主自律の指導方針の下、在院者間の会話の制限を緩和しているところであるが、御指摘の趣旨を踏まえ、今後とも、会話の制限を緩和することについて検討していきたい。
94	多摩少	H29. 3. 23	法務教官と視察委員とのフリートーキングの場を設けていただきたい。	本年度は、視察委員が当院職員と自由に面談できる時間を設けることとしたい。
95	関東医療	H29. 3. 21	診察に当たり、教育・支援部門の教官が必ず同席する運用を改めるため、無立会の診察時の留意事項等につき、検討中とのことであるが、検討が1年近く継続している状況と医師の適切な診療上の必要性に鑑み、まずは検討の内容を明らかにするとともに、速やかに改善に着手されたい。	医務課と教育・支援部門での調整が終了し、精神科に関しては、原則として、無立会とすることで準備している。
96	関東医療	H29. 3. 21	医務部門と教育・支援部門の連携の充実化を目指すため、第3種少年院（医療少年院）では適切な医療的対応（診療及び診断を踏まえた日常の対応の趣旨）を実現することが、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰のための矯正教育の前提条件となることを理解した運用の改善を継続されたい。	定期的な医務教務連絡会において、医務課と教育・支援部門の情報共有を行うとともに、個別の在院者のケースについてのカンファレンスも積極的にを行い、医務課と教育・支援部門の連携を重視し、より効果的な矯正教育を実施するための運用を継続している。
97	関東医療	H29. 3. 21	出院後の社会内処遇や医療・福祉の支援等との適切な連携のため、教育・支援部門を中心に日常的な努力が積み重ねられている点が評価できるところ、継続的な支援により改善更生や社会復帰を図る事案が少なくない実情を踏まえ、出院後の関係機関のカンファレンスの出席や少年院法146条の趣旨を活用した個別的な支援の取組を今後も積極的に実施されたい。	社会復帰支援については、医療・福祉の支援のみならず、在院者の事情に合わせて、学修支援等も積極的にを行い、また、出院後の支援会議等にも積極的に参加している。
98	関東医療	H29. 3. 21	精神疾患がある者が多数占める施設にもかかわらず、在院者の心身の静穏を獲る目的で医師の判断により一時的に活用できる静穏室等の居室がないことは設備上の不備であり、そのため保護室の使用件数が減少しない不適切な傾向が継続していることから、静穏室設置の設備改善を直ちに実施されたい。	静穏室の設置については上級官庁へ必要性も含めて要望しているが、予算上の問題で実現していない。 なお、保護室への収容については、法令に基づいて実施しており、不適切な運用はなされていない。
99	関東医療	H29. 3. 21	面会について、保護者等の面会の重要性和遠方から来院する施設の特徴に鑑み、30分を超える面会が可能なことを周知するとともに、その希望があれば少なくとも1時間程度を確保するように運用改善を図られたい。	面会については、必要に応じて特別面会として1時間程度の面会を柔軟に行っている。
100	関東医療	H29. 3. 21	在院者に対する食事について、種類を増やしお勧めメニューを設ける等の改善工夫の取組は高く評価できるが、依然として食事（特に朝食）の改善の要望があるので、成長期にある在院者の食育に配慮し今後も継続的な改善を図られたい。	朝食にパンを給与する日を設けるなどの対応をしたところであるが、嗜好調査の結果等を参考に継続的にメニューを見直していきたい。
101	関東医療	H29. 3. 21	義務教育期の在院者（中学生）に対し、教科教育の専門的な直接指導の機会が週1回1時間程度しか実施されなかった状況は、国による義務教育の機会の保障に反し、対象者の教育を受ける権利を侵害するので、各教科につき学校教育に準ずる内容の指導を実施するように改善を図られたい。	現行は、医療措置課程の教育課程で定められている日課運営の中で教科指導を適宜実施している。今後、職員の配置状況も踏まえた上で、個々の在院者の必要性に応じて、教科指導の実施の在り方について検討する。
102	関東医療	H29. 3. 21	高等教育期の在院者（高校生以上）に対し、教科教育の専門的な直接指導の機会が週1回1時間程度しか実施されていない現状は、学ぶ意欲があるものの教育を受ける権利の実現と学力が途上にあるものの学力の向上を妨げているので、指導の機会を大幅に拡充するように改善を図られたい。	現行は、医療措置課程の教育課程で定められている日課運営の中で教科指導を適宜実施している。今後、職員の配置状況も踏まえた上で、個々の在院者の必要性に応じて、教科指導の実施の在り方について検討する。
103	関東医療	H29. 3. 21	在院者による自弁物品の購入申請が毎月1回の受付日に限られているため、申請から入手まで2か月程度の期間を要する場合があります。特に、図書・雑誌等については、在院者の学びや教養のための適時の用途を満たさない状況が生じているので、購入受付を1週間ごとに短縮する等の工夫を図られたい。	自弁書籍の購入に係る事務的負担や注文先の書店の手続等に鑑みると、購入受付回数を増加することには困難を伴うが、交付までの期間がなるべく短くなるよう努力したい。
104	関東医療	H29. 3. 21	集団感染の危険性を指摘した今年度の視察委員会意見を踏まえ、在院者の麻疹の抗体価を測定する対応を実施することに高く評価できるが、測定結果につき、基準値に照らして抗体価が低い在院者に対しては、ワクチン接種等の具体的対応を検討されたい。	検査の結果、麻疹の抗体価低値の場合は、面会時など主治医が感染について注意を払っているところであるが、麻疹については、ワクチン接種のみならず、抗体測定についても他の矯正施設内で行われていないことから、現段階でのワクチン接種の実施について、公平性の観点からも予算の確保面からも難しい面がある。当院として現在の取組の結果を取りまとめ、必要であれば学会等で接種の妥当性を示していきたい。
105	関東医療	H29. 3. 21	将来の施設移転計画は安全を犠牲とする根拠にならないから、在院者及び職員の安全・健康を守るため、施設の耐震診断を速やかに実施し、耐震性の正確な確認を行った上で、施設内避難場所等の必要な耐震補強等の災害に対する日常的な備えを、適切かつ速やかに実施されたい。	耐震診断及び耐震補強等については上級官庁への要望事項となるため、その必要性を引き続き要望していきたい。また、院内の危険箇所ですら自庁で対応可能な場合は自庁で対応しているところである。
106	関東医療	H29. 3. 21	在院者に多い障害特性についての研修とともに、障害への必要かつ合理的な配慮をするために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）の施行に対応する職員研修を実施されたい。	障害者差別解消法に関しては、身体・精神を問わず医療的知見の伝達が有用であるため、積極的に研修等で情報を提供していきたい。

107	関東医療	H29.3.21	当施設での処遇に相応しい特性の者を収容するために、当施設の医療的対応の水準や対応可能な在院者等の現状について、保護処分を決定する家庭裁判所、事件を家庭裁判所に送致する検察庁等の送致機関及び少年の付添人の選出母体となる弁護士会に対し、適切な情報発信を定期的継続的に実施することを検討されたい。	各種関係機関への広報は継続的に行っている。また、関係機関が集う、各種処遇検討会においても、当院の実情等について説明を行い、理解を求めている。
108	愛光女	H29.3.31	余暇時間における私語について、職員の目の届く範囲で会話をさせ、不適切な会話があれば介入、指導しコミュニケーション能力を改善させたり、会話できる場所と勉強できる場所を分離すること等も必要であり、そのために必要な人員配置を法務省に要求されたい。	当院においてプロジェクトチームを設置して、私語についての検討を行った上で視察委員会との意見交換会を実施し、余暇時間における私語を許可するには、現在の職員配置では、職員の目が届かず、余暇時間であってもやむなく私語を制限せざるを得ない状況であることを説明した。適切な人員配置を要求すべきであるとの意見に対しては引き続き増員等を要求したい。
109	愛光女	H29.3.31	在院者の髪型について、入浴日以外の三つ編みを認めないのは合理性がなく、形式的・画一的なルールを見直すべきである。	当院においてプロジェクトチームを設置して髪型について検討し、入浴日以外の三つ編みも認めるように見直した。
110	愛光女	H29.3.31	「黒染め」を強要されたと述べる在院者もいることから、「黒染め」の促し方に配慮を欠かさないように努力されたい。	染毛については、あくまでも本人の希望で実施するものであり、園長指示に基づき在院者にその内容について説明している。今後在院者に強制と受け止められないよう、丁寧に説明していく。
111	愛光女	H29.3.31	入浴日以外のシャワー時に、シャンプーの使用を許可するよう検討願いたい。	シャワー時にシャンプーの使用を認めるよう、今後具体的に検討したい。
112	愛光女	H29.3.31	シャワーの給湯温度が入浴の前夜で後になると低くなる訴えがあるので、給湯温度が一定になるように給湯設備の更新を予算要求されたい。	必要な予算要求等をしていきたい。
113	愛光女	H29.3.31	冷暖房設備を居室内に設置すべきである。また、限られた暖房設備でも位置により寒暖の差がないように運用の工夫を検討されたい。	必要な予算要求等をしていきたい。また寒暖の差がないように工夫していくこととしたい。
114	愛光女	H29.3.31	むだ毛に関して、個人差があるので、一律のルールに馴染みにくいものであるが、1週間に1回程度はむだ毛剃りの機会を与えることについて検討されたい。	1週間に1回とはいかないが、今年度から標準日課の中に、水泳指導として、月に1回定期的にむだ毛剃りの機会を与えている。
115	愛光女	H29.3.31	生理用品について、昼用及び夜用のいずれについても「多い日用」のものが使用できるよう官給品の支給及び自弁品の購入の在り方を見直すべきである。	自弁品の使用の可否について、検討していくようにしたい。
116	愛光女	H29.3.31	背の高い在院者から掛布団が短く、足が出て寒いとの訴えがあった。適切な対応を願いたい。	現在の布団は170センチ規格のものであり、事故防止の観点から就寝時は頭を出すように指導しているところであることから、その分を差し引けば190センチ程度の身長まで対応できると認識している。
117	愛光女	H29.3.31	集団での授業時、毎回短期課程の在院者が後方の席にされることについての不満の声があったので、改善願いたい。	短期課程の在院者を前方の席に移動させるとともに、特定の在院者が毎回後ろの席ということがないように改善した。
118	愛光女	H29.3.31	高卒認定試験受験を希望している在院者が、希望者が多くテキストが不足しているとの理由から授業を受けることができない場合もあったことから、希望者全員が受けることができるような環境を整えるべきである。	希望者全員が高校認定試験受験用のテキストを購入できるよう検討する。
119	愛光女	H29.3.31	授業中の質問について、質問回数を1人1回までと制限されている授業があり、1回のみに限定する合理的な理由があるとは言えず改善するよう検討願いたい。	50分の限られた授業時間において、複数回の質問を可能にすると、質問する在院者が限定され、かえって不平等な状況になる懸念もあることから、質問回数に不平等が生じない配慮をしている。
120	愛光女	H29.3.31	備え付けの学習用書籍について、古く破損しているものもあり、また、在院者が書き込みや破損に気付いても、それを職員に報告すると、当該在院者が疑われるおそれもあるため、職員が点検してほしいという声があったので検討されたい。	古く破損している備付書籍については、可能な限り更新する予定であり、また、備付書籍の点検についても、貸出の際に職員が点検している。
121	愛光女	H29.3.31	担当教官による個別面接について、受け持ち在院者数によって個別面接の回数についての不平等を在院者が感じているようなので、担任制の在り方や個別面接の回数について一層配慮されたい。	既に達示で複数担任体制を定め、在院者の個別担任を二人体制とし、面接指導を充実させている。
122	愛光女	H29.3.31	面会時間は30分と規定されているところ、面会時間延長の希望には、柔軟に対応されたい。	面会時間については、必要に応じて時間の延長及び1月当たりの面会回数の増加等により適切に対応しており、また、特別面会として、宿泊面会、半日面会及び長時間面会も個々の在院者の必要性に応じ実施している。
123	愛光女	H29.3.31	視察委員会の開催について、日当が支給される回数について、年4回までとしているが、委員会開催日以外にも職員との意見交換等の実質的な活動を行ってきたところであり、視察の実をあげるためにも開催回数の増加について、予算要求することを願いたい。	平成29年度から5回開催分として予算化された。
124	愛光女	H29.3.31	視察委員会側で作成した当委員会の活動等の説明用紙について、在院者に対し、配付はしてもらったが、その後回収していると聞いている。不正連絡を供される恐れがあるとのことであるが、他にも多くのプリント類が在院者は所持しており、この一枚が大きく影響するとは考えにくい。当委員会を分かりやすく説明するという趣旨を踏まえ、在院者が所持できるよう検討願いたい。	在院者が所持できるように検討している。
125	愛光女	H29.3.31	意見提案用紙の置き場所について、備え付けとしていることであるが、人目が気になって用紙が取りにくいと聞いている。説明用紙同様に意見提案用紙の各自保管を認めるように改善されたい。	本人保管となれば、特に枚数管理していない備付場所から意見提案用紙を在院者が取り出すとは異なり、一定枚数を職員側から配付することが想定される。その結果、適正な所持品の管理及び事故防止の観点から物品点検を実施しているため、その残数で投函状況が、職員側で容易に把握できるようになり、意見提出の秘匿性が保持できなくなることが懸念される。よって、現状の運用を継続することとしたい。
126	愛光女	H29.3.31	意見提案用紙について、以前当院から提案された様式は、記名欄がなく、調査して欲しいとの申出があっても、詳細を本人から聞き取ることができないなど不備のあるものであった。そこで委員会作成の意見提案用紙を作成し、それを使用できるようになったのは評価できるが、2種類あるのはどちらを使用すべきか、在院者には分かりづらいところがあるので、委員会作成のもののみ備え置きにされたい。	当院から提示した様式は、規定に基づく用紙であることから、その分の使用は引き続き可能とする運用で理解願いたい。

127	愛光女	H29. 3. 31	意見提案箱について、投函しやすいように、東寮と西寮の双方に設置するとともに保護者にも意見が提出できるよう、面会待合室などに設置するようお願いしたい。	現在、東寮及び西寮双方に意見箱を設置しており、対応済みである。また、保護者からの意見が提出できるように面会待合室などに設置することについては、保護者からの意見書を直接、視察委員あてに提出することは規程上困難であり、現状においては、保護者から施設あての意見を集め、それを視察委員会側に定期的に報告するための意見箱を別途設置などする対応策を今後検討することとしたい。
128	久里浜少	H29. 3. 24	法務省においては、冷暖房設備を充実させるためにも十分な予算措置を講じるべきである。建物の改築・修繕等も合わせて検討されたい。	意見を上級官庁に伝える。
129	久里浜少	H29. 3. 24	昨年度、「集団喫食の機会を増やしたい」との回答があったが、具体的に改善をしているのか報告を求める。集団喫食の機会をより増やす方向で、具体的な改善策を検討されたい。	一般寮内に集団喫食スペースがないことから、行事に併せて集団喫食の機会を増やすことを検討したが、在院者の増加や集団寮の規律状況を鑑み、機会を増やすには至らなかった。 平成29年度については、従前どおり、観覧会でその機会を付与したが、今後とも実施可能な寮において、機会を増やしていくことを検討していく。
130	久里浜少	H29. 3. 24	食器の点検と入れ替えを検討されたい。	平成28年度に飯茶碗を更新した。今後も、食器の経年劣化や破損等に留意し、順次更新していく。
131	久里浜少	H29. 3. 24	より広く、集团的処遇の機会を確保できるよう、処遇プログラムを改善されたい。	6種類の特定生活指導のうち、集団実施が可能な対象者人数が確保できたものについて、段階的に集团的処遇の機会を増やしていく予定である。
132	久里浜少	H29. 3. 24	建物の老朽化とアレルギー等の健康被害の因果関係の有無、程度について検討・判断を継続して実施されたい。	今年度は医師が抗アレルギー剤の処方数を年度別に比較するなどして当院での生活とアレルギー症状の悪化との関係をチェックし、因果関係はないものと判断したが、今後も意見内容に係る検討・判断を継続する。
133	久里浜少	H29. 3. 24	在院者からの聴取結果によると、入浴時の上がり湯について、お風呂のお湯を使用しているとのことである。衛生上問題があるのではないかと危惧するところであり、シャワーの使用が可能になるよう検討されたい。これを実現させるためにも、法務省において余裕のある予算編成を検討されたい。	各寮のボイラーの容量・性能に差があるため、ボイラーの容量等が低い寮においては、シャワーの温度を安定させるためには一定の時間を給湯する必要があり、かつ総給湯量に限界があることから、節水の観点により浴槽の湯を使用させている。なお、夏季については、全寮とも上がり湯にシャワーを使用させている。委員会の要望については上級官庁に伝える。
134	久里浜少	H29. 3. 24	蔵書の種類・量については定期的に見直し、新たな書籍の購入を積極的に進めるとともに、各寮の図書室にある書籍を一部入れ替えるなど、在院者が読書できる書籍の範囲を広げる工夫をされたい。	毎年、計画的に新刊本を購入して備付書籍の充実化を図っているところであり、平成28年度は100冊を新規購入した。次年度も引き続き計画的に整備していくほか、市立図書館からの借入れ書籍を活用し、各寮の書籍を入れ替えるなど書籍の閲読範囲を広げていく。
135	久里浜少	H29. 3. 24	体育の種目について、特に球技については、サッカー、バスケットボール等についても含めることを検討されたい。	体育種目については、当院の在院者の特性と安全の観点を踏まえ、身体接触の無い種目を選択している。今後は、体育及び体育行事がマンネリ化しないよう、練習内容や大会の実施方法に工夫を加えていくことを検討する。
136	久里浜少	H29. 3. 24	当少年院に収容されている在院者は年長あるいは成人に達している者が多いことからすれば、信書の発受を禁止するのであれば、在院者本人に対して、可能な限り分かりやすく禁止した理由を説明されたい。	信書の発受を禁止した場合には、統括専門官又は寮担任が、在院者の外部交通に関する訓令及び通達に基づき、①発信書であれば禁止を決定した日、②受信書であれば、受信書が当院に到着した日、禁止を決定した日及び相手方の氏名（ただし、氏名については、矯正教育の適切な実施その他特に必要があると認めるときは、告知しないこともある。）を告知している。
137	久里浜少	H29. 3. 24	在院者に配布されている「生活のしおり」には、少年院長に対する苦情の申出制度の記載があるが、そもそも「生活のしおり」を熟読して理解する在院者は少ないと思われ、また、当該制度は、法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出の制度の次に記載されているため、制度を周知させるに十分とはいえない。したがって、少なくとも処遇について不満を抱いていると思われる在院者については、苦情の申出制度についてその都度説明し、権利行使の機会を与えることを検討されたい。	審査期間において、生活のしおりを用いて説明しているほか、新入時オリエンテーションにおいても、同様に説明をしている。なお、生活のしおりの目次については、各施設の裁量とされているところ、当院はあえて冒頭に「救済の申出等」の事項を置くなどして周知に努めている。更に周知を図るため、本年4月から処遇の段階向上時の幹部面接において、制度について説明することとした。
138	久里浜少	H29. 3. 24	当少年院の職員人員配置は、ベテランの職員と若手職員に二極化し、それなりに経験をつんだ中堅職員の層が薄く、バランスが悪い。専ら法務省の人員配置の問題になるが、当少年院のような処遇困難な少年を収容している少年院こそ、十分な人数の中堅職員を適切に配置すべきであるので検討されたい。	職員年齢の不均衡は認められるところ、当院限りでは対応できない事項であるため、必要な措置を上級官庁に要望していく。
139	久里浜少	H29. 3. 24	外部研修で長期間職員が不在になるときは、他の少年院等から人員を補充して対応することを検討されたい。	意見を上級官庁に伝え、職員人員配置について要望していく。
140	久里浜少	H29. 3. 24	国としては、まず、当少年院や官舎の建物の耐震性の調査、津波に対する脆弱性の程度、津波浸水被害の程度予測を十二分に実施し、設置場所の移転を真剣に検討されたい。	上級官庁の指示により「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（建設大臣官房官庁営繕部監修 平成8年版）」等に基づき、平成27年度に官舎、平成28年度に庁舎の建物を対象として耐震診断を実施した。 設置場所の移転については、意見を上級官庁に伝える。
141	久里浜少	H29. 3. 24	当少年院においては、国の協力も得ながら、詳細な津波被害予測を行い、在院者の生命の安全を確保するための万全の方策を検討されたい。	平成28年度に自治体と協議し、非常時の避難場所を確保した。津波防災については、引き続き関係機関など地元自治体と協議を継続する。
142	久里浜少	H29. 3. 24	津波においては、一瞬にして多数の人命が奪われる危険性を考えるならば、安全側の視点に立って対策を講じるべきであり、かかる指摘について、対策を先延ばしすることなく国としての責任を果たしていただきたい。	意見を上級官庁に伝える。
143	久里浜少	H29. 3. 24	当委員会としては充実した活動を継続していきたいと考えてるので、来年度は年6回の視察委員会開催を申し入れる。	意見を上級官庁に伝える。
144	小田原少	H28. 4. 26	テレビ番組やラジオ番組に、トーク番組やお笑い番組も入れてほしいとの意見があるので、検討されたい。	今後、視聴番組を編成する際の参考とする。
145	小田原少	H28. 4. 26	夜間、明るくて眠れないので、アイマスクの使用を認めてほしいとの意見があるので、検討されたい。	在院者が院内で使用できる物品については、訓令により規定されているが、アイマスクは訓令の中で、官給、自弁を問わず、院内使用が認められていない物品であるため、取り計わらないこととする。
146	小田原少	H28. 4. 26	毎週の貸出冊数の上限を3冊から5冊に変えてほしいとの意見があるので、検討されたい。	上限の冊数の引上げを検討するとともに、GWや年末年始など休庁期間が連続するときは、備付書籍の貸与冊数を増やすなどの対応についても検討する。
147	小田原少	H28. 7. 25	運動のメニューの選択において、可能な限り在院者の希望や自主性を尊重することを要望する。	運動は、グラウンドで実施しており、実施内容は、ランニング、筋トレ、縄跳びの中から各自が自由に選択することとしているため、現在の運用を変更することは考えていない。

148	小田原少	H28. 7. 25	各寮に1冊、比較的新しい六法全書（ポケット六法）を備えることを要望する。	ポケット六法を備え付けた。
149	小田原少	H28. 7. 25	在院者同士の有意義な会話が促進されるよう工夫することを要望する。	毎週ホームルームの時間枠の中で、在院者同士で意見交換等を行うための機会として設定している（毎週1回、50分程度）。
150	小田原少	H28. 7. 25	食事の量について、在院者の特性に応じて柔軟な対応を検討されたい。	給食は栄養価を考へて作られているため、在院者からの量の多寡に関する希望は取り計らえない。
151	小田原少	H28. 7. 25	一定の制限の中で、お菓子を自弁品として購入することを許可することについて検討されたい。	少年院法第61条に食料品や飲料、嗜好品の自弁を許可することができる旨の規定があるが、少年院法施行規則第37条第3項において自弁の食料品等の摂取は限られており、施設の管理運営上の理由により購入を認めることは考えていない。
152	小田原少	H28. 7. 25	教官から在院者への声掛けの仕方について、名前で呼び掛けることについて検討されたい。	今後も、職員への在院者への言葉遣いに関する職員研修を定期的に行い、全職員に周知させていくとともに、近日中に指示文書を発出し、説明した事項を遵守させていく。
153	小田原少	H28. 7. 25	在院者の特性を考慮し、自弁品で良いので、洗顔料の使用を許可することについて検討されたい。	在院者の自弁を許すことができる日用品は、訓令の別表8で規定されているが、洗顔料はこの別表8の中に入らないため、自弁品として認められていない。治療が必要な状況になれば、医務課（医師）による治療の対象となる。
154	小田原少	H29. 3. 16	在院者の居住環境の衛生面の整備として、虫や小動物への対策を検討されたい。	居室を使用したままの状態で行える衛生対策を検討する。
155	小田原少	H29. 3. 16	夏場の入浴回数を増やすこと（せめて週3回に）を検討されたい。	週2回の入浴に加えて、体育や運動の後に、シャワーによる洗体を実施している。現状の運用で在院者の衛生状態は保たれていることに加えて、入浴回数を増加させると他の日課を圧迫することから、現状の運用を変える予定はない。
156	小田原少	H29. 3. 16	給貨品や自弁品のアイテムが若干古いのではないかと思われるものもあるので、規則の範囲内で現代の若者の嗜好にも一定の配慮をされたい。	品名については、訓令の規定に合わせているため、変更する予定はない。また、クリーム類についても、虫さされやニキビ用クリームは、医師の診察に基づいて医務課から処方することとしており、安易に品目を増やすことは処遇差が生じないようにするため考えていない。
157	小田原少	H29. 3. 16	余暇時間における在院者同士の会話の在り方については、有意義な会話が促進されるよう更なる検討を求める。	当院在院者には能力的な制約がある者に加え、対人スキルの乏しい者や粗暴な言動を取りやすい者、自閉傾向のある者など様々な特性を有している者が多くことから、職員の適切な指導下において、日々、対人スキルの付与や対人関係能力の伸長を目的とした教育活動を展開しているところである。そうした指導が浸透していない2級及び3級の段階の在院者に対しては、まずは、基本的なコミュニケーションスキルを習得させることが先決であると考える。1級生については、寮内において少年院施行規則第25条第1項に定める、共同で参加できる活動の企画として実施可能なものを検討・実施する余地はあると考える。
158	小田原少	H29. 3. 27	冬場の溶接実習の時など、作業着だけでは寒く風邪をひいてしまったとの意見があるので、屋内の室温調節及び在院者の着衣等についても、もう少し柔軟な対応ができないか検討されたい。	実習場は老朽化が著しく、気密性も乏しいことから、冬季の実習場では、採暖のためジェットヒーターを使用しているものの、室温を上げるには限界がある。そのため現在は、ヒートテック等保温性の高い衣類の着用を認めているが、溶接は火気を扱う危険な作業であり、可燃性の高いヒートテック等の着衣は火傷等のおそれがあることから、生地が綿である衣服を着用させている。現状として考えられる方策は採っていると考えており、特段の対応は考えていない。
159	小田原少	H29. 3. 27	夏場や運動後のシャワーの際に、衛生面に配慮し、石けんの使用を認めてはどうか。また、シャワーは年間を通して温水にできないか検討されたい。	シャワー時の石けん使用は、職員に周知した上で実施する。温水シャワーの通年実施は、光熱費問題があり、実施困難である。
160	小田原少	H29. 3. 27	在院者の体調管理の視点から、希望する在院者は体重測定ができるよう配慮できないか検討されたい。	体重測定は、健康診断として定期的に行っているところ、入浴にも測定の実施を検討する。
161	神奈川医療	H29. 3. 31	在院者の呼称について、「〇〇さん」に統一することについて継続的に検討に取組まれたい。	現状において呼称を統一する必要性はないと考えているが、在院者の人格を尊重した適正な処遇のさらなる推進のため、今後在院者の呼称について、職務研究会等を通して継続的に検討していく。
162	神奈川医療	H29. 3. 31	体育が連続する日の間に入浴日が設けられていないことから入浴実施日の変更を検討するとともに、長期的には入浴回数を増加することについて検討されたい。	矯正教育の実施及び運動の機会の確保等日課管理の兼ね合いから、入浴日の柔軟な変更が困難な実情にあるが、入浴非該当日においては、清拭やシャワー浴の実施で対応することについて検討する。
163	神奈川医療	H29. 3. 31	調理作業に従事する在院者について、入浴回数の増加を検討されたい。	調理作業は朝の2時間に限られるため、当該作業に従事する在院者への入浴回数の増加を措置する必要はないと考えているが、夏季などは作業場の湿度、温度が上昇し、厳しい作業環境となることから、シャワー浴の実施等について検討する。
164	神奈川医療	H29. 3. 31	職員に対し、在院者からの体調不良の訴えを真摯に受け止める姿勢を育まれたい。	幹部職員による監督指導を徹底し、在院者の体調不良の訴えを疎かに取り扱えないよう、職員に対する意識喚起を図っていく。
165	神奈川医療	H29. 3. 31	職員に対し、在院者の体調不良に適切に対応するための知識及び技術の研修を十分に実施されたい。	引き続き、医師、看護師等医療従事者による職員研修を計画的に実施する。
166	神奈川医療	H29. 3. 31	外部交通の制限の判断を行うに当たっては、適切な判断過程を経るとともに、複数の職員で慎重に取り扱われたい。	法令等に基づき、適切に判断している実情にあるが、在院者に保障された重要な権利の一つであることに鑑み、今後も引き続き適正な判断に努めたい。
167	新潟少	H28. 6. 29	施設の年間行事に視察委員も参加することを希望する。	運動会や成人式等、施設の行事において視察委員にも案内状を送付し、来賓として参加していただくこととした。
168	新潟少	H28. 6. 29	在院者が使用する鉛筆について、BだけではなくHBも選べるようにしてほしいという要望があるため改善を検討されたい。	新法施行後は自弁購入の鉛筆はHBとしている。貸与品としての鉛筆はHBが主であるが、新法前に購入していたBも混在している。今後は自弁品、官給品ともHBで統一することとした。
169	新潟少	H28. 6. 29	食事について、今年度3件の異物混入事故が発生しているので改善されたい。	調理時及び配食時、いずれも異物が混入しないよう細心の注意を払っている。特に、髪の毛や埃が付着しやすいヘアキャップや調理衣については、こまめに汚れ等を確認することとした。
170	新潟少	H28. 6. 29	提案箱に投函した意見については委員会が検討していること、その意見が今後の施設の運営に生かされることなどを在院者に理解してもらうため、「視察委員会からのお知らせ」文書を閲覧できるようにされたい。	「視察委員会からのお知らせ」文書を在院者に閲読させることとした。
171	新潟少	H28. 11. 10	在院者からジャージの洗濯回数（現在月1回）を増やしてほしいという要望があるため改善を検討されたい。	ジャージの洗濯回数を原則週1回とした。
172	新潟少	H28. 11. 10	在院者から体育館シューズを洗う時間をとってほしいという要望があるため改善を検討されたい。	体育館シューズの洗濯は、これまで出院後に1回だけ実施していたが、春、夏、秋の3回洗濯する機会を設けることとした。
173	新潟少	H28. 11. 10	休日に視聴するDVDが途中で中断したり、シリーズものが順番に放映されないことがあるため、改善を検討されたい。	シリーズもののDVDについては、順番に放映することとした。また、放映前に事前再生し、在院者の視聴途中で中断しないようにした。

174	新潟少	H29. 2. 1	高等学校卒業程度認定試験や職親プロジェクト等第三者の訪問による活動について、今後とも推進されたい。	今後とも高等学校卒業程度認定試験合格に向けた取組や、職親プロジェクト等院外の協力者や地域の方々と連携した取組を積極的に実施していく。
175	有明高	H29. 3. 30	在院者は様々な活動に従事しており、汗をかく機会も多く、健康面、衛生面から入浴回数を確保する必要がある。また、入浴の生活習慣を持たない在院者がいないとは言えず、そのような在院者に入浴の必要性を理解させるためにも、入浴回数の確保は生活上必要なことと考えられる。そのような意味から、毎日の入浴は実現できないとしても、1週間の日の半分以上の4回は入浴ができるように検討されたい。	予算や日課編成上の問題があり、1週間に3回の入浴を継続するが、衛生面を考慮し、夏季については入浴日以外シャワーを実施し、また、作業等で多汗状態にある場合は、シャワー又は臨時入浴で対応したい。
176	有明高	H29. 3. 30	現在、入院してくる在院者の人数は減少傾向にあるが、施設に入ってくる在院者は様々な問題を抱えている可能性があり、このような在院者の教育、更生には様々な大人がかかわる必要がある。従って、当施設の職員の数も減少させるべきではなく、現状の職員数を維持した上で在院者の教育、更生のための活動を一層充実させることが必要であることから、職員を減らすことは回避していただきたい。	職員の定員数については、一施設の判断で決められる話ではないが、矯正教育をより多面的かつ深く行っていくことの重要性や、退院後の相談（少年院法第146条）など、再非行防止のために、これまで以上に職員の活動範囲が広がっていくことを上級官庁に十分に説明していきたい。
177	有明高	H29. 3. 30	当施設では、外部講師による教育活動に尽力し、その充実を図っているが、さらに多分野の外部講師を採用し、多面的な観点から教育活動を進めるよう検討されたい。	外部講師については、矯正教育の内容に基づき教育効果を考えて選定しているが、平成28年度は、体育指導において新たに着衣水泳の講師を招へいし、人命救助等の実践的な講習を行った。その他、地元工業会や消防署職員、犯罪被害者遺族、セカンドチャンススタッフ等を継続して講師として招いている。平成29年度は、新たに再非行防止サポートセンタースタッフを招へいすることを計画しているほか、教育効果を勘案してより広い分野から講師の招へいを行う予定である。
178	有明高	H29. 3. 30	当施設の建物は昭和55年3月の建設であり、十分な耐震化はなされていないが、当施設周辺では、糸魚川一静岡構造線活断層帯（中北部）、南海トラフ地震あるいは牛伏寺断層等を震源とする地震が起きることが高い確率で予想されており、一旦地震が発生したときには甚大な被害が及ぶ恐れがあると考えられている。そこで、来るべき地震に備えて当施設の建物の補強や耐震化を図られるよう検討されたい。	当寮では平成28年度に建物の耐震検査を実施したほか、同年度から3年計画で建築物点検検査を業者に委託している。今後、同点検検査の結果に基づき、必要な耐震補強を上級官庁に要望していきたい。
179	有明高	H29. 3. 30	面接した在院者から特別な意見や要望、注文等が出されることが多く、施設の在り方を肯定し、職員に感謝する意見が多かったことから、当施設は矯正施設として十分な役割を担っていると考えられ、この方向を一層伸ばしていきたい。	平成29年度は、従来から行っている開放処遇の推進と再犯防止に係る生活指導や保護関係調整指導等の充実を図っていく予定である。具体的には、特別活動において、燕岳登山のほか、蝶ヶ岳登山を実施することにより、より多くの在院者に対して感動体験を付与できる機会を増やすことを計画している。また、生活指導においては、在院者の問題性に焦点を当てた個別担任の指導及び保護者に対する働き掛けをより充実させるための検討会を実施することにより、今後の処遇にフィードバックし、実効性のある教育を行い、再犯防止に資する働き掛けを行っていきたい。
180	駿府学	H29. 3. 21	余暇、運動又は食事の時間において、在院者同士の自由な会話（職員の事前の許可を得ない会話）を一律に制限するという現在の運用は改められたい。	余暇時間については、反則行為につながるような会話以外は特に制限していない。また、一言で済む在院者同士のお礼や謝罪については、時間や場所を問わず特に制限していない。
181	駿府学	H29. 3. 21	現在の取扱いはお礼や謝罪するための会話まで制限するものではないとされているが、在院者に分かりやすく周知すべきである。	現在、在院者用の説明プリントを寮内に掲示して周知しているが、その内容を定期的に説明するなど、在院者がより理解しやすい方法を今後検討する。
182	駿府学	H29. 3. 21	反則行為の調査（少年院法第117条）において、寮内の全ての在院者を対象として少年院法第117条第4項の措置を講じる「全寮調査」の方式が見られるところ、その執行の可否を慎重に判断すべきである。	少年院法第117条第4項の措置については、今後も個別具体的に慎重に判断する。
183	駿府学	H29. 3. 21	職員が在院者に対して指導等を行う場合には、指導内容を統一し、在院者に遵守を求めていることは職員自身も遵守に努め、在院者に感情的になったり心傷を傷つけたりするような発言は慎むよう留意されたい。	調査の結果、職員が在院者に対して感情的になったり、在院者を傷付けたりするような発言はなかったが、今後も在院者に対する適正な職員の対応、態度や言葉遣いについて、職員研修等を通じて注意喚起を継続する。
184	駿府学	H29. 3. 21	在院者から医療的措置を求める申出がなされた場合、丁寧な主訴の把握及び医療的措置の要否に関する丁寧な説明を心がけ、対象となる在院者の理解を得られるよう留意されたい。	意見の内容を踏まえ、今後も留意する。
185	湖南学	H28. 11. 28	晩秋期、冬季における防寒対策について、配慮されたい。	今年度の在院者に対する秋冬期の衣替えは、気候の変化に先んじて防寒着（長袖のメリヤスシャツやフリース等）の貸与や寝具類（ポアシート）の交換を実施しており、今後も防寒対策については配慮していきたい。
186	湖南学	H28. 11. 28	冷・暖房機の稼働時期については、在院者に周知されたい。	冷・暖房機の使用については、室温に応じて、適宜、使用できるように内規を改めるとともに、稼働時期について、在院者に説明することとした。
187	湖南学	H29. 2. 28	洗濯物干について、運びやすいものに変更されたい。	現時点において洗濯物干の更新を計画していないが、次回更新の際はキャスター付等、運搬しやすいものを選定したい。更新までの間は、洗濯物干の運搬に台車を使用することとした。
188	湖南学	H29. 2. 28	薬用石けんについて、「日常生活に用いる物品」として許可されたい。	石けんの購入及び使用は可能であるが、自弃物品一覧表に薬用石けんについての記載がなかったため、薬用石けんが必要な在院者には、自弃物品として購入できるように整備したい。
189	湖南学	H29. 2. 28	入浴時、ボディソープも使用できるように願いたい。	石けんの購入及び使用は可能であるが、自弃物品一覧表にボディソープについての記載がなかったため、在院者が固形石けん又はボディソープを選択できるように整備したい。
190	湖南学	H29. 2. 28	在院者が閲覧できる書籍の整備に努め、それを補充する自弃の書籍類の閲覧をできる限り認められたい。	在院者の自弃書籍等の閲覧状況や社会で人気の高い書籍を参考に備付書籍を整備するとともに、学習用図書も充実を図っており、今後も良書や適切な娯楽書を整備する。自弃書籍等の閲覧については、関係法令に基づき、適正に閲覧の可否を判断しているものと考えている。
191	湖南学	H29. 2. 28	在院者に人気の高い書籍は複数冊揃えるなど、可能な限り制約的とならないように対応願いたい。	これまでも在院者が書籍等を閲覧する機会を平等に保障できるように、人気の高い書籍は、複数冊購入するなどして対応している。
192	湖南学	H29. 2. 28	希望する在院者に対しては、新聞の閲覧時間を延長されたい。	その日のうちに全在院者が新聞を閲覧できるように工夫しており、現状の收容人員で、これ以上の閲覧時間を確保することは日課の運営上難しい。
193	湖南学	H29. 2. 28	シャワーを利用できる時間が2分は短いことから、衛生的な観点から5分程度に延長されたい。	現在の職員体制や光熱水量等を勘案すると、毎回のシャワーの使用時間を延長することは難しい面もあるが、当分3分間に時間を延長して試行し、支障の有無を検討したい。

194	湖南学	H29. 2. 28	夏季における農園芸科実習の際、午前中だけで実習服が汗まみれになるので、新しい実習服を整備する等の対応を願いたい。	新しい実習服を整備したため、来年度からは、夏場、農園芸科の在院者が終日実習のある日は、午前と午後で実習服を着替えられるよう実習服を増貸することとする。
195	湖南学	H29. 2. 28	在院者に対する矯正教育の効果を把握することの重要性に鑑み、教科指導の効果が適正に評価できるよう、教科テストの作成には配慮願いたい。	今後も教科指導の効果を職員が適正に評価でき、かつ、在院者が学力の向上を実感できるような教科テストとして工夫を重ねていきたい。
196	湖南学	H29. 2. 28	農園芸科のかん水の際、機械を利用する等、無駄のない、合理的なものになるよう改善願いたい。	農園芸科のかん水は重労働であるため、昨年度、かんがい用の自動放水機を購入したが、それでも放水が届かない畑があるため、複数の水源を工夫して合理的に行いたい。
197	湖南学	H29. 2. 28	運動できる時間（1日1時間）が少なく、かつ、自室で筋トレをすることが許可されていないため、在院者には、可能な限り、運動の機会を与えるように願いたい。	土日を含めて、運動又は体育の時間を確保している。それ以外に、居室等で筋トレ等を希望したに在院者に対しては、その必要性を勘案して、許可した事例もある。ただし、余暇時間であっても、許可なく勝手に居室等で筋トレ等をすることは、怪我の防止のほか、施設の管理運営上、認めることは困難である。
198	湖南学	H29. 2. 28	面会時間が30分は短すぎる。可能な限り延長を許可するとともに、時間制限が必要な場合は、その理由を説明すべきである。	従前から保護者との関係修復や社会復帰上等、その必要性に応じて個別具体的に面会時間は延長している。今後とも必要に応じて柔軟に対応することとした。ただし、全在院者が月2回、平等に面会できる体制を確保するため、今後も通常は1回の面会につき30分の規定は残し、面会待合室への掲示と、生活のしおりへの記載をもって保護者及び在院者の理解を深めていきたい。
199	湖南学	H29. 2. 28	親族以外の者との信書の発受等外部交通について、許可されない場合の何らかの客観的基準が設けられるべきである。	信書の発受ができない場合の要件については、生活のしおりに記載しており、新入時オリエンテーションでも詳しく説明を行っている。
200	湖南学	H29. 2. 28	信書の発信に関しては、合理的な範囲で通数制限を解除するなど柔軟に対応されたい。	通数制限を超えての発信が認められる場合があることは周知している。今後、在院者から申出があれば、適切に対応していきたい。
201	湖南学	H29. 2. 28	近隣の住民の方々との触れ合いを持つため、矯正教育の院外実施を活用されたい。	地元出身の在院者が多数在籍していることから、地元住民との交流は個人情報保護の観点から慎重に検討していく。
202	湖南学	H29. 2. 28	社会復帰支援の院外実施を活用されたい。	在院者の必要性に応じてハローワーク見学や採用面接のための外出を実施しており、今後も社会復帰支援の充実を力を入れていきたい。
203	湖南学	H29. 2. 28	ハローワークでの求人紹介だけでなく、雇用主との面接を実施されたい。	平成27年度は採用面接のため外出させ、採用実績もある。平成28年度は該当がないが、今後も必要があれば、雇用のための面接の機会を設けるなど、柔軟かつ積極的に対応していきたい。
204	湖南学	H29. 2. 28	入学試験や高等学校卒業程度認定試験を受けさせるための便宜を図られたい。	修学に必要な外出等の支援については、できる限り柔軟に対応していく。また、高等学校卒業程度認定試験については、積極的に受験を促していくとともに、必要な学習教材の整備、指導体制の強化など力を入れていきたい。
205	湖南学	H29. 2. 28	雇用ニーズに見合った職業訓練の観点から、職業指導種目の充実を図られたい。	平成28年度に土木建築科を開講したところ、29年度も引き続き同科の必要性が認められたことから、今後も職業指導の種目の充実を図っていきたい。
206	湖南学	H29. 2. 28	委員の選定において他施設との兼務とならないよう配慮願いたい。	委員の選定については、関係団体の推薦を得て行っており、施設限りでは対応できないが、必要に応じて、関係団体の理解を得られるように努めたい。
207	瀬戸少	H29. 3. 31	地域とのつながりの強化について、次年度も地域とのつながりを更に強め、在院者に対する矯正教育の効果が上げられるよう工夫をしていただきたい。	自治体から依頼される近隣社会福祉施設での社会貢献作業、NPO法人との連携を通じた活動及び地域で活動する歌唱グループの行事参加を継続し、募集参観については広報を工夫するなどして周辺住民の参加が増えるよう努める。また、更生保護女性会等の近隣住民からなる関係機関は有益な資源であるので、行事等への参加について情報提供し、協力をお願いしたい。
208	瀬戸少	H29. 3. 31	提案箱の設置・運用について、意見・提案書用紙を提案箱付近に置き、在院者が任意にその意見・提案書用紙を使用して提案箱に投函できるように改善いただきたい。	意見・提案書用紙を提案箱付近に置き、在院者が任意にその意見・提案書用紙を使用して提案箱に投函できるように改善したい。
209	瀬戸少	H29. 3. 31	意見・提案書用紙には、面接希望の有無と投函者の氏名を記載する欄を設けていただきたいほか、氏名は記載しても記載しなくても構わないことを注記していただきたい。	意見・提案書の様式は、通達で定められたものであるため、貴委員会の意見を引き続き上級官庁に伝える。
210	瀬戸少	H29. 3. 31	自弁の書籍購入手続について、前月の自弁注文書籍が入手可能か否かが分からないまま、次の自弁注文をしなければならぬことがあるので、このような事態の解消を検討いただきたい。	自弁書籍等は業者（一般書店）から購入しており、注文のあった書籍等が入手可能か否かについては、市場に一般的に流通している書籍等であれば早期に分かるが、専門性が高い等の特殊な書籍等については確認に時間を要することがあるのが実情であるところ、業者宛てに入手可能か否かの確認の期間の短縮について依頼していきたい。
211	瀬戸少	H29. 3. 31	保護者等との面会について、夜間あるいは休日における面会を特別な事情のある場合以外にも可能とする制度の実現を検討いただきたい。	面会の日及び時間帯等は少年院法第95条及び同法施行規則第56条及び57条の規定に基づいているところ、夜間あるいは休日における面会の実施を妨げるものではないことから、面会の相手方の事情を考慮して、可能な範囲で柔軟に運用していきたい。
212	瀬戸少	H29. 3. 31	夕食の時間について、貴院では現在午後4時過ぎから午後5時前までに実施されているところ、夕食時間を1から2時間遅らせることが適切ではないかと思うので、夕食時間の繰り下げについて検討いただきたい。	夕食の時間については、職員数や勤務時間のほか、在院者の夜間日課等を考慮して決めているところであるが、夕食時間の繰り下げについては検討を行いたい。
213	瀬戸少	H29. 3. 31	主食の量について、ご飯の量が180グラムとされているとのことであるが、いささか少ないと思うので、検討いただきたい。	主食の量については、依命通達により米麦混合による主食の一人一日当たりの給与量は、炊飯前の状態で483グラムと決まっているところであるが、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
214	瀬戸少	H29. 3. 31	備付図書について、少年法や少年院法等の法律関係図書を据え置き、在院者が閲覧できるよう検討いただきたい。	備付書籍に、少年法等の法律関係に係る書籍を備え、在院者が閲覧できるようにすることを検討したい。
215	瀬戸少	H29. 3. 31	視察委員会の実施回数について、年間6回の委員会開催が必要である。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
216	豊ヶ岡学	H28. 8. 9	提案箱の趣旨と存在を折に触れて在院者に周知されたい。	オリエンテーションや入院時面接で周知しているところ、今後も提案箱の趣旨や存在について、折に触れて在院者に分かりやすく説明していくこととした。
217	豊ヶ岡学	H28. 11. 7	面接時に在院者から「シャワーは9月末までだが、10月でも暑い日は実施してほしい。」との指摘があったところ、衛生面から必要なことなので弾力的に対処されたい。	実施期間終了後も、暑い日は必要に応じてシャワー浴を実施した。
218	豊ヶ岡学	H29. 3. 31	11月の委員会開催日において提案箱を開扉したところ、「先生に進路を馬鹿にされた。」「先生に、もうお前に何も言わないと見放された。」と記載された提案書を1通確認した。そのような指導は教育上の観点から適切さを欠くため、職員への事情聴取と指導をお願いしたい。	11月の委員会開催日において、委員会側から口頭で適切さを欠く指導があったのではないかの指摘があったことを受け、職員への全体指導を実施していたところ、今般意見書において改めて要請があったことから、職員に対して事情聴取したが、事実とは認められなかった。
219	宮川医療	H28. 7. 21	在院者から物品の購入に際し、値段が分からなくて困るとの意見があるので改善されたい。	既に物品ごとに値段を表示した一覧表を、各寮に備え付けている。

220	宮川医療	H28. 7. 21	在院者から運動時のけが防止のため、膝あてを購入したいとの要望があったので可能であれば対応してほしい。	運動時のけがの防止については、安全に配慮した指導をしているほか、既往歴のある在院者については、医務課長の診察を受け、必要性に応じて医療用の器具等の使用を認めているため、自弁物品として購入する対応は予定していない。
221	宮川医療	H28. 7. 21	書籍については、個々の在院者の能力差に応じてパラエティに富んだものを充実させてほしい。	意見を参考とし、書籍200冊を購入し、備付書籍として整備した。
222	宮川医療	H29. 1. 16	在院者同士で自由に話をする場は設けられないか。	在院者の私語は一律に制限しているものではないが、無制限に会話を認めると、上下関係の構築やいじめの端緒、再非行に結び付いた例もあり、一定のルールは必要と考える。
223	宮川医療	H29. 1. 16	自弁物品の購入品目の範囲を広げられないか。	在院者に対しては、所持金の有無で著しく不遇感を感じさせないようにする必要から自弁物品の内容は訓令で定められており、当院限りでは対応できず、上級官庁に伝達したい。
224	宮川医療	H29. 1. 16	資格取得講座の種類を増やせないか。	危険物取扱者試験及び刈払機の特別講習を実施している。また、他の少年院に移送して大型特殊の免許取得の機会も設けている。
225	宮川医療	H29. 3. 6	雨漏りをしている場所があるので修繕すべきである。	可能な範囲で修繕を実施しているが、大規模な補修については、自庁の予算では対応できないため、上級官庁に要望しているところである。
226	宮川医療	H29. 3. 6	地震が想定される地域に施設があるが、老朽化しているほか、耐震構造となっていないため、耐震化工事をすべきである。	耐震化工事のような大規模工事については、自庁の予算では対応できないため、上級官庁に要望したい。
227	宮川医療	H29. 3. 6	保護室に収容された在院者の大声・騒音が単独寮内に響き渡る構造のため、他の在院者に悪影響である。別棟の保護室を設置すべきである。	保護室棟の工事については、自庁の予算では対応できないため、上級官庁に要望しているところである。
228	宮川医療	H29. 3. 6	トイレを洋式化を検討してほしい。	トイレの洋式化は、自庁の予算では対応できないため、上級官庁に要望したい。
229	宮川医療	H29. 3. 6	トイレの換気、消臭について対策を検討されたい。	現在、トイレの消臭対策として、清掃用の洗剤、消臭剤を整備して衛生的な環境を保つよう努めている。換気については、出寮時の窓開けなどを励行させており、今後も可能な限り対応したい。
230	宮川医療	H29. 3. 6	実習場に網戸を設置するなど、生活環境の改善に向けた取組をしてほしい。	生活環境の改善は可能な限り取り組んでいるところであり、網戸は設置に向けて検討したい。
231	宮川医療	H29. 3. 6	現行、新聞紙2紙が閲覧できるようになっているが、これだけでなく、ニュース番組を視聴させたり、ラジオ放送で流すなどして、時事に接する機会を増やされたい。	当院の在院者の資質等を考慮し、通常紙のほかに小学生新聞、中学生新聞を整備して時事に接する機会を与えることを検討している。
232	宮川医療	H29. 3. 6	図書交換の回数を増やしてはどうか。	在院者一人につき6冊まで借りることができる。期間内に読み切れていない在院者も多くいることから、現状どりの運用とする。
233	宮川医療	H29. 3. 6	各居室に時計を設置してほしい。	各居室に設置するかどうか、根拠法令及び管理方法等を含めて検討していきたい。
234	京都医療	H29. 3. 30	建物の老朽化が極めて著しく、法務省矯正局において、京都医療少年院の移転計画を早急に実現していただくよう再度強く要望する。	機会あるごとに、上級官庁に対して、施設の老朽化、移転の必要性について、説明していきたい。
235	京都医療	H29. 3. 30	移転計画が実施されるまでの間、補修等は十分に実施されるよう強く要望する。	補修等が必要なケースについては、優先順位を付けて対応していきたい。
236	京都医療	H29. 3. 30	一般の総合病院水準の診療科とそれぞれへの常勤医、現在の医療水準に照らし合わせた使用頻度の高い検査機器や常勤検査技師が揃えられることが望まれる。	多様な問題性を持った在院者が少数ずつ収容されている当院の実情を考慮すると、専門性の高い診療の全てを院内で賄うことは現実的に困難である。医療職員や機器確保等の診療体制の充実を上級官庁に上申するとともに、専門的診療の一部については、速やかに外部の医療機関を受診等ができるように職員の確保や矯正施設に対する一般病院の理解に努めているところである。
237	京都医療	H29. 3. 30	手術自体ができない状況も本来は改善が必要と思われる。	手術を要する様な在院者の少なさや麻酔や術後管理等を考えると、当院の医療レベルで手術を行うことには無理がある。現状では外部医療機関に委ねざるを得ず、院内での実施は移転等で医療施設として再検討される際の課題としたい。
238	京都医療	H29. 3. 30	在院者における疾患で需要の高い科（整形外科や産婦人科等）も常勤医師での体制が望まれる。	整形外科医や産婦人科医は、一般社会内においても確保の厳しい診療科ではあるが、医療機関等に働きかけた結果、昨年11月から上記それぞれの科の非常勤医師を確保することができた。
239	京都医療	H29. 3. 30	法務省矯正局には、一般的な医療水準に照らし合わせた医療体制への改善をご検討いただきたい。	引き続き、医療対策協議会等を通じて、働き掛けを行ってきたい。
240	京都医療	H29. 3. 30	精神疾患の相当数が社会内の医療機関が治療しづらい難治例であるとのことであるので、さらに医師、看護師、職員体制の充実が必要である。	当院に収容している在院者は治療や対応が難しいケースが多い。このことを引き続き関係各方面に情報発信し、医療スタッフの拡充について上級官庁への働きかけを継続したい。
241	京都医療	H29. 3. 30	出院後の安定した生活環境を目指すために、在社会的医療機関や支援機関との連携を強化されたい。	在院者に適した帰住先を確保するため医療機関や支援機関との連携に、より一層力を入れていきたい。
242	京都医療	H29. 3. 30	女子在院者を保護室に収容する際に男子寮単独寮の廊下を通らざるを得ず、また保護室の在院者が挙げる大声等が男子単独寮に筒抜けの状態であり、人権侵害のおそれがあり早急な改善が必要である。	施設構造上の問題であり、現施設において根本的な改善は難しいため、早期移転の実現に向け上級官庁に要望をしていきたい。
243	京都医療	H29. 3. 30	職員の指導態度について、引き続き、日常の指導の中で問題がないか、振り返りやチェックをしていただくよう要望する。	人権に配慮した指導となるよう引き続き職員研修を定期的を実施し、職員の人権意識の教育により一層力を入れていきたい。
244	京都医療	H29. 3. 30	在院者の個性及び要望にあった職業指導が行われるよう要望する。	在院者のニーズに合った通信教育、資格取得を充実させたい。
245	京都医療	H29. 3. 30	資格試験のテキスト等について、引き続き、在院者の希望等を聴き、在院者の意欲を支援するためにテキスト等を揃えていただくよう要望する。	計画的に資格試験等のテキストの整備を進めていきたい。
246	京都医療	H29. 3. 30	私語の制限について、相手を攻撃しない話し方や悪い形にならない会話をトレーニングできるプログラム等も並行して行っていただきたい。	現在、適切な会話方法に特化したプログラムは定めていないものの、在院者の成績評価項目に「対人関係」を定め、日常の各場面において、感情統制及び対人スキルの習得について、指導を重ねている。今後、会話のトレーニングプログラムの策定も検討しつつ、引き続き日常的な指導を充実させていきたい。
247	京都医療	H29. 3. 30	一定の条件下での私語（私語休憩）を男子在院者についても再開していただきたい。	在院者の資質や寮集団の安定性等を鑑みながら、規律秩序の維持に支障のない範囲で実施していきたい。
248	京都医療	H29. 3. 30	女子在院者の一定の条件下での私語（私語休憩）も定期的な実施ができるよう取組をされたい。	原則、平日の週2回、各10分間（1週間で計20分）、余暇時間に実施しているところであり、今後も規律秩序の維持に支障のない範囲で定期的実施していきたい。
249	京都医療	H29. 3. 30	コミュニケーション能力を高める機会をできるだけ多く与えていただくよう要望する。	現在、適切な会話方法に特化したプログラムは定めていないものの、在院者の成績評価項目に「対人関係」を定め、日常の各場面において、感情統制及び対人スキルの習得について、指導を重ねている。今後、会話のトレーニングプログラムの策定も検討しつつ、引き続き日常的な指導を充実させていきたい。

250	京都医療	H29. 3. 30	発信処理について、できるだけ日数がかからないよう対応していただくことを要望する。	<p>信書の発信の申請日については、少年院法第102条第1項の規定に基づき、施設管理運営上、平日のみと定めているところ、現行においても特別な事情がある場合には、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する休日に規定する休日においても許可している。</p> <p>また、在院者の中には、文章力、表現力に乏しく、相手方との意思疎通を円滑に行い、良好な関係を築くことができるよう助言及び援助を必要とする者も多いため、発信までに一定の期間を要することがあるが、助言及び援助を要しない信書や緊急を要する信書については、速やかに発信されている。</p>
251	京都医療	H29. 3. 30	自弁の便箋について、一定程度の絵柄等が入ったものを許可していただくよう要望する。	絵柄等が印刷されている便箋の使用可否については、検討していきたい。
252	京都医療	H29. 3. 30	職員の育成について、研修等をきちんと位置づけ、計画的に時間をかけて育成されるよう要望する。職務能力育成にあった適切な内容ややり方での研修をされるよう要望する。	職責別、勤務年数別の研修を実施するなど、真に効果的な研修となるよう努めていきたい。
253	京都医療	H29. 3. 30	少年院の業務量にあった職員の配置をされるよう再度要望する。	職員配置については、引き続き、業務の合理化やスリム化を通じて適正化を図りたい。
254	京都医療	H29. 3. 30	夜間のいたずら電話対応等、自動電話応答システムを導入するなど、必要な業務に職員が集中できる職場の設備、環境を整えることもあわせて要望する。	自動電話応答システムについては、対応可能な機種なのかを含め検討していきたい。
255	京都医療	H29. 3. 30	今後も社会からの理解を得る取組を続けられたい。	今後も取組を維持していきたい。
256	京都医療	H29. 3. 30	意見箱について、意見を入れにくいとの意見があり、できるだけ意見を入れやすい環境を作りたいと考えているため、設置場所も含め、少年院の理解と協力をお願いしたい。	意見箱の設置場所や在院者への周知方法について、視察委員との協議をしながら進めていきたい。
257	浪速少	H29. 3. 29	自弁品あるいは差入れの書籍が手に入るまでの期間が長すぎるので検討されたい。	在院者からの不満があることに留意し、必要に応じて担当者を増員するなどして、2か月以内に判断できるように取り組む。
258	浪速少	H29. 3. 29	入浴回数を増やすことを検討されたい。	夏場には毎日のシャワー及び就寝前の拭身（濡れたタオルを絞って身体を拭くこと。）を行わせているところ、これを継続したい。
259	浪速少	H29. 3. 29	体育の種目を増やすことを検討されたい。	雨天時などにも対応できる新たな運動、もしくは種目を設定するとともに、その講師として招へいできる者を探すことを今後も継続する。
260	浪速少	H29. 3. 29	所持できる自弁ノートの冊数を増やすことを検討されたい。	管理運営上、冊数を増やすことは困難であり、現状どおりとしたい。
261	浪速少	H29. 3. 29	購入できるボールペンの替え芯の数を増やすことを検討されたい。	管理運営上、替え芯の購入本数を増やすことは困難であり、現状どおりとしたい。
262	浪速少	H29. 3. 29	視察委員会からの意見書の回答内容を在院者に説明し、掲示することを検討されたい。	各寮に視察委員会掲示板を設けてまとめられた紙面を張り出すこととしたい。また、進級式など全在院者が集まる機会に説明することとしたい。
263	交野女	H29. 3. 23	中学校を卒業したIn院者であっても、必要に応じて、勉強の機会を与えることについて配慮して欲しい。	再非行防止に有効と思われるIn院者については、中学卒業後も、引き続き教科指導を主とする学科に編入させている。
264	交野女	H29. 3. 23	手紙の発信通数制限の緩和について、可能な限り配慮して欲しい。	信書発信通数を制限せざるを得ない管理運営上の実情があるものの、毎月5通の発信を認め、その余は必要に応じて発信を認めている。
265	交野女	H29. 3. 23	職業指導の内容について、In院者の社会復帰後に役に立つ内容となるように適宜、見直しを実施して欲しい。	毎年、少年院矯正教育課程の見直しを実施しているところ、職業指導の内容においても、少年の興味関心、将来性及び現在の職業ニーズ等を考慮していく。
266	交野女	H29. 3. 23	食事の給与量が多いというIn院者の意見があるので、残さず喫食できるように給与量を配慮して欲しい。	食事の給与は法令等で定められており、法令に基づき給与しているところ、メニュー構成内における給与量の増減については、嗜好調査の結果を見て、検討している。
267	交野女	H29. 3. 23	環境整備のための職員確保が困難であるならば、職員とIn院者が共に実施するなどの工夫を希望する。	引き続き、In院者及び職員による施設的环境美化に取り組んでいく。
268	交野女	H29. 3. 23	施設の老朽化が顕著であるので、早急に改善すべきである。	自庁予算において、改修すべきところは適宜改修するとともに、必要に応じて上級官庁にも要望していく。
269	和泉学	H29. 2. 27	入浴について、全国的な体制として、少なくとも隔日の入浴が可能となるよう、週3、4回の入浴を実施できる体制を整えて実施すべきである。	夏季におけるシャワー入浴の実施期間の見直しや新年度における入浴時間帯を社会一般的に近付ける試行等の実施を検討し、当院の入浴について、社会内での一般的な生活に近付けさせるよう努力する。
270	和泉学	H29. 2. 27	食事について、副食については平等にした上で、主食について、おかわりを認めるなどして、成長期にあるIn院者が空腹感を覚えることを減らす工夫について検討されたい。	In院者に給与する主食については、矯正施設被収容者食料給与規程に基づき実施しており、今後ともこれを継続する。
271	和泉学	H29. 2. 27	In院者間の会話について、コミュニケーション能力を高める観点からの処遇ないし指導について、さらに取組を進めていただきたい。	余暇に充てられるべき時間帯や運動の時間帯においては、一定の範囲内ではあるものの一定のルールの下で会話することを認めている。
272	加古川学	H29. 3. 21	電子情報機器を十分に活用できるようにし、視察委員の事務処理上の制約及び負担を減らす方向で見直しを不断に行われるよう、施設側に配慮願いたい。	関係法令等を遵守しながら、引き続き可能な範囲で視察委員の事務処理上の制約及び負担を減らすよう配慮したい。
273	加古川学	H29. 3. 21	提案箱に入れられた意見やIn院者面接において、視察委員会に関する広報が不十分である旨の訴えが散見されたほか、特にIn院者面接に係る周知が不徹底と思われることから、事前に視察委員会側と協議の上で「生活のしおり」の記載内容を改訂願いたい。	事前に視察委員会と協議の上で「生活のしおり」の記載内容を改訂したい。
274	加古川学	H29. 3. 21	物的及び人的制約から面会回数については月2回を上回るものが不可能な状況にあるほか、入浴回数についても、予算上の制約により夏場を除き週2回しか実施できない状況にあることに鑑み、施設においては予算要求を、矯正管区、法務本省等の上級官庁に対しては必要な予算を付せられるよう要望する。	視察委員会から職員の増員及び予算措置について要望があった件について、上級官庁に伝達する。また、施設においても、視察委員会意見を踏まえ、現状の中で可能な方途を検討したい。
275	加古川学	H29. 3. 21	In院者から教官の言動に対する不満が多いため、施設にあっては、これまで以上に職員を指導すること。	In院者の人権に配慮した適正な処遇を維持すべく、今後も職員研修を実施するなどして職員への指導を継続する。
276	奈良少	H29. 2. 28	各寮へのエアコン設置を急がれたい。	当局の予算措置を得て、各寮のエアコンの整備が完了した。In院者の熱中症の予防等を始め、生活環境の向上に努める。
277	奈良少	H29. 2. 28	進学や資格取得等に対する支援態勢をより充実されたい。	高等学校卒業程度認定試験や通信制高校、大学への進学に関する書籍を購入し、また、従前、奈良少年刑務所に書籍を寄贈していた民間企業社員団体からも同刑務所の廃庁を受けて、これを引き継ぐ形で、学習用書籍を含む多数の書籍を新たに受け入れた。

278	奈良少	H29. 2. 28	自弁購入あるいは差入れの書籍について、検査の過程で汚損することがなく、また、これが可能な限り速やかに在院者の手元に届くよう、検査の合理的なあり方を検討されたい。	過去に閲読不許可となった書籍については、その記録を蓄積し、審査の迅速化を図っている。また、限られた検査体制の中で、できる限り速やかに検査処理を行っているところであるが、加えて、取り扱う過程で汚損等を行うことのないよう一層配慮する。
279	奈良少	H29. 2. 28	在院者からの処遇に関する質問や要望に対しては、各人の特性等も踏まえつつ、わかりやすく、かつ納得できるような説明・対応を心がけられたい。	確実に説明がなされたか否かの確認を怠ることなく徹底したい。加えて、各在院者の発達程度や理解力の差異を十分に考慮し、わかりやすい説明に努める。
280	奈良少	H29. 2. 28	視察委員会の活動について在院者に周知・広報するための「視察委員会ニュース」等の媒体を各寮内に掲示しあるいは在院者に対し配布することについて、協力されたい。	昨年度同様、周知の形式としては、各寮ホールへの掲示とした。
281	美保学	H29. 3. 29	在院者からの意見がゼロであったため、意見・提案が行いやすくなるような工夫を行うことが課題である。	視察委員会から、次年度以降の検討課題であるとの付帯意見が示されたため、次年度以降に検討する。
282	美保学	H29. 3. 29	「夜腹が減って寝られない。」という感想も聞かれるとされており、夕食の時間をもう少し後にずらすなどの工夫が検討されるべきである。	視察委員会から、次年度以降の検討課題であるとの付帯意見が示されたため、次年度以降に検討する。
283	美保学	H29. 3. 29	ボーイスカウトへの入団が義務的であれば、集会結社の自由との関係を検討すべきである。また、毎朝、朝礼の際に「ちかい」の言葉の斉唱を義務づけられているとすれば、思想及び良心の自由、信教の自由との関係を検討すべきである。	視察委員会から、次年度以降の検討課題であるとの付帯意見が示されたため、次年度以降に検討する。
284	岡山少	H29. 3. 7	委員会運営の充実のため、年6回実施できるよう予算措置を要望する。	同意見については、施設限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に報告する。
285	岡山少	H29. 3. 7	在院者を「君」または「さん」を付けて呼ぶ等、在院者の人権尊重に一層の配慮を願いたい。	人権への配慮については、新少年院法の基本的理念でもあり、従来からその重要性について研修を重ねている。職員の意識改革も念頭に、さらに実効性ある研修を継続的に実施する。
286	岡山少	H29. 3. 7	夕食の開始時刻を、18時から開始できないか検討願いたい。	食事時間は段階的に移行しているところ、現状では直ちに18時に変更することは困難であるが、できる限り18時に近づけられるよう検討する。
287	岡山少	H29. 3. 7	食事時間中のBGMとして、軽音楽あるいはラジオの番組を流すなど音楽の種類を変えるなどして楽しい雰囲気になるよう工夫願いたい。	曲目について、選択の幅を広げることに検討する。
288	岡山少	H29. 3. 7	入浴回数を少なくとも週3回、時間を20分程度に増やすことはできないか検討願いたい。	在院者の衛生管理と予算の効率的な執行、日課の適正な運営との調和を図りつつ、回数、時間の増加について検討する。
289	岡山少	H29. 3. 7	職業指導の一層の充実を願いたい。	平成29年度岡山少年院矯正教育課程において、職業指導時間の増加及び土木建築科の開設による取得可能な資格の拡充を予定している。
290	岡山少	H29. 3. 7	在院者の協調性・社会性の向上を図るため、体育指導において、団体競技（野球、サッカー、バスケットボール等の球技）を取り入れることについて検討願いたい。	職員の指導力向上を含め、実施に向けての体制作り、種目の拡充について検討する。
291	岡山少	H29. 3. 7	差し入れられた物品や自弁購入の物品が在院者の手元に届く期間を2週間程度に短縮できるよう努力願いたい。	期間短縮に向けて更に創意工夫をしながら実施していきたい。
292	岡山少	H29. 3. 7	昼食時のラジオ放送、午後7時からのNHKのニュースを視聴できるよう日課を変更できないか検討願いたい。	平成29年3月から、午後7時から同7時30分までの間、NHKラジオのニュース放送を導入した。
293	広島少	H29. 3. 31	広島少年院につき、建物の老朽化対策を行うことを検討されたい。	広島少年院の建物につき、これまでも適宜、不具合箇所等の修繕等を実施してきているが、改築等の抜本的な対策は自庁予算で対応しきれないため、意見があったことを上級官庁に伝達することとする。 なお、平成29年度に入り、建物全体の耐震検査を実施するほか、保護室棟等新宮工事及び女子当直室模様替工事など、収容、執務環境改善のための大規模工事を実施する。
294	広島少	H29. 3. 31	精神科医、臨床心理士、社会福祉士を配置することを検討されたい。	広島少年院、貴船原少女苑とも、心理学を専門とする法務技官が配置されており、その専門性を在院者の処遇や社会復帰支援に生かしている。精神科医及び社会福祉士については、配置職員がないことから、意見があったことを上級官庁に伝達することとする。 なお、広島少年院、貴船原少女苑とも、平成29年度から広島刑務所に勤務する社会福祉士（福祉専門官）の支援を受けられることとなった。
295	丸亀少女	H29. 3. 7	食事について、食事単位でのカロリーや栄養バランスの偏りが少なくなるよう配慮されたい。	本年度から朝食に1品目（サラダなど）を増やすようにしている。また、栄養バランスについても随時見直しを行い、成長期の在院者にふさわしい献立を今後も工夫していきたい。
296	丸亀少女	H29. 3. 7	発達障害のある在院者への配慮について、音の過敏性がある院生に係るヘッドフォンの使用について検討いただきたい。	集団処遇において聴覚情報を遮断して指導を継続することは現実的に困難であるので、今後も心情不安定になった際には、個別対応を検討したい。
297	丸亀少女	H29. 3. 7	余暇時間・自主学習時間の取扱いについて、自主的な活動の時間の確保の検討及び余暇時間・自主学習の時間の弾力的な運用について、検討いただきたい。	余暇時間に役割活動を行うことがないよう、日課編成を変更した。 運動時間については、必要な時間を確保している。自主学習は矯正教育として実施しているものであるため、同時間帯においては定められた範囲内での学習をすることとしている。ただし、余暇時間に自弁書籍等を用いて保健体育の勉強をすることは可能であるため、余暇時間等の運用について改めて在院者に周知したい。
298	丸亀少女	H29. 3. 7	鉛筆の本数について、試験等で要望があったものについては、貸与本数を増やすか、鉛筆を削る回数を増やすなど個別対応について検討いただきたい。	定時で鉛筆を削る時間は3回であるが、使用頻度の多い者が定時以外に使用することを妨げるものではない。在院者が誤解している可能性があるため、改めて在院者に説明・周知したい。
299	丸亀少女	H29. 3. 7	部屋の中では体をひねるのも教官の許可がいるというが厳しすぎる制限であり、教官が規則を説明する際に大げさに取られるような話しぶり等がないか再考されたい。	体をひねる程度のものに許可を要することはないが、集団寮内でストレッチャ等他者と違う動きをする場合には管理運用上、職員に一声掛ける運用としている。職員の説明内容も上記のとおりであるが、改めて在院者に周知することとしたい。
300	丸亀少女	H29. 3. 7	部屋が寒いとの訴えがあり、部屋が在院者の生活に適正な温度となっているか検討されたい。	集団寮では、廊下に2台のエアコンを使用して稼働させているが、窓側は多少なりとも寒さを感じる可能性がある。ひざ掛け毛布を貸与する等の措置を検討したい。
301	四国少	H28. 7. 14	視察委員会からのお知らせのポスターの寮への掲示を要望する。	平成29年3月16日に各寮に左記ポスターを掲示した。
302	四国少	H28. 9. 29	視察委員会からのお知らせポスター及び少年院の生活のしおりに、「面接を希望する人は、面接を希望する旨を記載した書面を提案箱に入れてください。」という文言の挿入を要望する。	生活のしおりについては、平成28年12月15日付けで改正し、左記ポスターについては、平成29年3月16日に追記したものを各寮に掲示した。

303	四国少	H29. 3. 16	入浴について、現在は人数が少なく入浴時間の延長も可能ではないかと思われるので、検討されたい。	他の日課の時間確保の必要があり、現在は15分で実施しているが、収容人員が減少している実情もあることを踏まえて、20分に延長することを検討したい。
304	四国少	H29. 3. 16	移送に当たっては、事前に十分に話し合っ準備を行い、移送先では不安定な在院者に配慮するなど、十分な対応がなされるよう検討されたい。	当院においては、薬物非行防止指導対象者に対して、移送前にテレビ遠隔通信システムを利用して、事前に面接指導を行うなどの配慮を行っている。対象者に対する動機付けなどの事前指導については、移送元施設において行われることとなっているが、意見の内容を踏まえ、移送元施設に事前指導の充実を働き掛けることを検討したい。
305	松山学	H29. 3. 16	室温の管理、入浴や着替え等の衛生管理については厳密に実施していただきたい。	室温の管理、在院者の入浴や着替え等の衛生管理については適切に実施しているところ、今後もその状況に応じて適切に管理するよう努める。
306	松山学	H29. 3. 16	在院者に対する遵守事項の説明及び指導は、指導担当者によってルールが異なることのないよう統一的に運用されるべきである。	在院者に対する遵守事項の説明及び指導は、過度の自由の制限とならないように配慮しており、また、指導担当者によってルールが異なるようにしているところであるが、職務研究会を実施するなどし、より統一した運用を図るよう努める。
307	松山学	H29. 3. 16	在院者の食事や運動については、さらに充実させるため、可能な限り在院者の希望に応じた措置をとるべきである。	在院者の食事については、嗜好調査を実施した上で内容等を検討しており、運動については、在院者が主体的に行う集会によりその内容を選定しているところであるが、今後も在院者の希望を踏まえた上でその充実を図るよう努める。
308	筑紫少女	H28. 6. 15	冷暖房設備の設置・利用が不十分であるため、改善されたい。	教室や集団寮ホールでは適切に冷暖房を使用している。各居室のエアコンの設置は、電気容量及び予算の関係から困難である。
309	筑紫少女	H28. 9. 6	3連休の際、3日間入浴できない状況になるため、入浴日を変更するよう改善されたい。	開庁・閉庁にかかわらず、入浴日である月・水・金曜日には入浴を実施するように変更した。
310	筑紫少女	H28. 11. 29	感染症予防について、使い捨てマスクを毎日1枚ずつ使用させることを検討されたい。	感染症予防については、その疑いがある在院者に対して、使い捨てのサージカルマスクを毎日1枚使用させている。全在院者に使用させたいが、予算との兼ね合いもあり、すぐに実施することは困難である。
311	筑紫少女	H29. 3. 29	双極性障害や発達障がい等を有している在院者に対して、医療的ケアや学習面・生活面において十分に必要の対応ができるようにしてほしい。	毎月1回精神科医師が診察を行い、医療上の措置について指示を受けているほか、職員は研修等で必要な対応を学びながら処遇を行っている。今後も職員の知識やスキルの向上を図りながら、医師とも連携して処遇を行っていききたい。
312	筑紫少女	H28. 11. 29	在院者が使用するトイレの洋式化を進めてほしい。ただし、すべてを洋式化すべきとまでは言い切れない。	集団寮及び教育棟トイレを各1つずつ洋式トイレに変更した。
313	筑紫少女	H28. 9. 6	在院者の信頼に応えられるよう、面接や内省帳等を活用して在院者への声掛けを十分にしていきたい。	面接や声掛け等を行いながら在院者の心情を把握し、指導を行っているところであるが、今後も引き続き、丁寧な指導を行っていききたい。
314	筑紫少女	H28. 9. 6	視察委員会からの質問・改善要望について、施設がどのような対応を行ったかを、在院者にわかりやすい方法でフィードバックすることを検討されたい。	視察委員会からの意見を受けて改善した事項については、進級式後に全体に告知を行っている。また、必要に応じて変更点について、掲示も行っている。
315	筑紫少女	H28. 9. 6	出院後、上手にインターネットと付き合っていくための方法などインターネット社会に対応した実践的な教育をしてほしい。	警察の協力を得たインターネット犯罪等の講話では、上手な利用方法等も含めた話をしていただいており、継続して実施していく予定であるが、その他効果的な教育方法についても引き続き検討していきたい。
316	筑紫少女	H28. 9. 6	就学支援について、就労支援と同様重要なことを認識し、支援に取り組まされたい。	高等学校卒業認定試験受験のための支援や学校への復学や進学等の調整について、保護者等の協力も得ながら実施しているところであるが、今後も引き続き、十分な修学支援を実施していきたい。
317	福岡少	H29. 3. 31	法務教官ら職員が、在院者らに対して適切に対応できるよう十分な指導を行うとともに、在院者らの健全な発達に資するため、職員の適切な配慮がなされるよう努力すべきである。	今後、更に職員研修を充実させるなどしながら、少年の健全育成を期し、在院者の人権を尊重しながらその特性に応じた適切な矯正教育を行うよう、職員の適正配置を含め、より良い方向へ改善していきたい。
318	福岡少	H29. 3. 31	面会の回数については、漫然と法律の最低限の基準を適用することなく、各在院者のおかれた状況等に鑑みて、回数制限を緩和するなど適切な運用をすべきである。また、例外を認める運用をしている場合には、その基準を明確にした上、周知していただきたい。特に、出院後の環境調整に悪影響がないように十分に留意されたい。	在院者や保護者等への周知が徹底していなかったため、宿泊面会や特別面会が実施できることも含め、月2回を超えて面会が実施できる要件について、在院者に対しては「生活のしおり」に、保護者に対しては「保護者ハンドブック」に明示することにより、周知を図りたい。
319	福岡少	H29. 3. 31	信書の通数についても、漫然と法律の最低限の基準を適用することなく、各在院者のおかれた状況等に鑑みて、回数制限を緩和するなど適切な運用をすべきである。この場合も、特に、出院が近い者の出院後の環境調整に悪影響がないように十分に注意されたい。	信書の発受については、在院者の権利であり、また、在院者が社会復帰するに当たり、雇用主や保護司、引受人等に発信することによりその準備を整えることは大切なことでもあることから、当院としても推奨すべきであると考える。したがって、今後は、通数制限を緩和する方向で検討したい。
320	佐世保学	H29. 3. 21	粉洗剤が洗濯後に残るとの意見があったことから、日常生活における家事全般について、親等から十分に教育を受けていない在院者もいるので、十分な指導をしてもらいたい。	家事全般については、基本的な生活習慣の習得を目標に掲げ、入院時から指導を継続している。粉洗剤の使用方法については、洗濯要領に盛り込み、洗濯場に掲示した。
321	佐世保学	H29. 3. 21	日常生活における職員の指導の統一化を図ってもらいたい。	日常生活全般について、「生活のしおり」を教材として、指導の徹底を図っている。 また、指導の統一については、職員間で情報の共有に努め、指導内容を一層統一するとともに、統一した事項を在院者にフィードバックすることにした。
322	佐世保学	H29. 3. 21	ある教官が他の在院者のことを本人不在の場所で、中傷する発言があったとの意見があり、在院者に混乱を生ぜしめる指導方法を行わないように指導・確認してもらいたい。	「職員による他の在院者のことを中傷する発言」については、委員会から、提出意見の伝達の意図から具体的な内容について提示がなく、事実確認に必要な情報が得られなかったため、調査等に及んでいない。定期的な幹部職員による面接及び在院者の日記、週末反省文、入院時アンケート、行動観察票等多くの資料を幹部職員が点検して、不適切な指導が疑われる場合は、直ちに確認して、当該職員に対して指導を行う体制を構築しているが、一層徹底する。
323	佐世保学	H29. 3. 21	余暇時間に絵画を描きたい、音楽を聴きたい等の要望があり、許可することを検討願いたい。	余暇時間に実施可能な活動について、今後、検討する。
324	佐世保学	H29. 3. 21	提案箱及び提案結果に関する周知について、来年度以降も協力願いたい。	貴見のとおり、引き続き協力していく。
325	佐世保学	H29. 3. 21	本年度、常勤医師が採用され、常勤医師から医療体制等について説明を受けた。来年度も常勤医師との面談をお願いしたい。	来年度も視察委員の要望があれば、常勤医師との面談を実施したい。
326	佐世保学	H29. 3. 21	視察委員会の開催回数について、年間4回を超えて開催できるようにお願いしたい。	予算措置を受けたので、来年度は年間5回の開催を予定している。

327	人吉農	H29. 3. 9	居室の室温が低いので、居室内に暖房設備を設置された い。	居室内の温度は、廊下や集会室に比べ、数度は温度が低い状況である。そのため、冬季の居室における寒さ対策については、衣類、手袋、厚手靴下の他、毛布を増貸与するなどの対策を講じているが、居室内への暖房器具の設置については、居室の維持管理上の問題及び防災の観点から難しい。しかしながら、廊下に対流式ヒーターを設置し、少しでも居室に暖気を送り込むことは可能と思料されることから、来年度以降の同ヒーターの設置を検討したい。
328	人吉農	H29. 3. 9	特定の寮のトイレの故障、同洗濯物干しの破損及び農作業器具の劣化について対応されたい。	特定の寮のトイレが故障している件については、改修済みである。また、洗濯物干しの修理については、必要に応じてその都度更新している。また、農機具等についても、使えない物は廃棄し、不足分については更新補充を行っており、現時点において使用できない物はない。
329	人吉農	H29. 3. 9	官本の貸出しにおける冊数制限を現行の一週間5冊から増冊されたい。	現在、備付書籍として貸与できる冊数は、1週間に5冊であるが、その他に自弁書籍等が3冊まで閲覧できることから、ほとんど、その在院者が8冊を常時所持している。読書に親しませ、読書が在院者の更生の手助けになることは十分承知しているが、在院者は寮内生活の多くの時間を矯正教育上の各種課題作成や学習等に費やしていることから、現行の1週間における所持冊数の制限については適切なものであると考えている。
330	人吉農	H29. 3. 9	官本の貸出制限に関し、学習本3冊、娯楽本5冊までの制限があるが、学習本か娯楽本かの基準が職員によって不統一であるので統一されたい。	全ての図書について日本十進分類表に基いた区分表を添付していることから、学習関係の書籍等と娯楽関係の書籍等の違いについて、同区分に従って判断するよう、再度職員に注意喚起を行っていききたい。
331	人吉農	H29. 3. 9	夏季の入浴回数の増加を検討されたい。	夏季の入浴回数については、従前から他の季節よりも入浴回数を1回増やして対応している。併せて、職業指導終了後や体育指導終了後は水浴を実施しており、これ以上の入浴回数の増加については、予算上対応できない。
332	人吉農	H29. 3. 9	生活のしおりについて、各寮で不統一との指摘があり、統一されたい。	生活のしおりについては、各寮において異なる部分はない。強いて違う部分と言え、矯正教育課程がA1の在院者とN3の在院者とは週間標準日課表が違いため、それぞれ異なる日課表を生活のしおりに差し込んでいくということである。生活要領が変更となり、生活のしおりの差し替えが必要となった場合には、一斉に在院者に配布し、同じ日に一斉に差し替えを行わせているなど、各寮で内容が異なるということにならないよう配慮している。
333	人吉農	H29. 3. 9	在院者にズボンをずらさないように指導する職員が、ズボンをずりさげて着用しているので注意されたい。	在院者に対する着装要領の指導については、当然職員も自ら範を示すべきものである。意見では、職員のベルトが緩かったりズボンが下がったりしている場合があるとのことであるが、意図的にそのようにしていた職員はいなかったものの、そのように受け止められる服装の職員はいたことから、全職員に対し、在院者へ着装等の指導を行う際は、まずは職員自身が自ら点検をした上で指導を行うよう、注意喚起した。
334	人吉農	H29. 3. 9	収容人数が増えて食事が遅くなったので注意されたい。	収容人員増による食事開始時刻の遅れについては、各寮への食事の搬入時刻に変動はなく、寮内での配膳数に関わるところと考えられるが、それによって規定された食事時間を短くしているようなことはない。
335	人吉農	H29. 3. 9	食器の汚損、主副食への異物混入に注意されたい。	食器の汚損破損については、現状を確認したところ経年による主食碗の黒ずみと、主食碗蓋の縁が欠けているものがあることが判明したため、来年度の食器更新計画に「主食碗（蓋を含む。）300個」を組み込むこととした。 異物混入については、常日頃から調理担当者や配膳担当者に注意喚起しているほか、異物混入を防ぐ対策として、仕込み、調理等作業行程に分けて作業台を変えていくことで、異物との切り離しが確実に進むようにしたり、以前はビニール袋から直接加熱された釜へ食材を投入していたところ、釜に触れて焼け溶けたビニール袋片が混入しないよう、一度金属容器に移してから釜に投入するように変更するなどの措置を講じている。
336	人吉農	H29. 3. 9	食事の時間中、音楽を流すことを検討されたい。	食事中は、昼食時についてはラジオで音楽を流しているが、朝食・夕食時には流していない。食事中の音楽については、それなりの効果とともに弊害も存在することから、現時点においては静観したい。
337	人吉農	H29. 3. 9	在院者からの意見書が昨年から激減しており、視察委員会の活動、提案箱の存在及び意義について、改めて周知願いたい。	視察委員会の活動や提案箱の存在、意義については、3級の段階におけるオリエンテーション時には、少なくとも2回は講義が行われている。その他、入院時に貸与される生活のしおりにも同会の活動内容等について記載しているが、進級式等全在院者が集まる機会を利用して、改めて周知するようにしたい。
338	中津少	H28. 8. 24	あらかじめ、意見・提案書を在院者に配付することを検討されたい。	居室検査の際などに、意見・提案書を提出した者が職員に判明してしまうことは好ましくないと考えられることから、配付は行わないこととした。進級式の席上等において、提案用紙の取扱いについて確実に全在院者に周知する。
339	中津少	H28. 8. 24	視察委員会の活動を周知するために、「中津少年学院視察委員会ニュース」を寮内に掲示することを検討されたい。	各寮内の掲示板に掲示するとともに、バックナンバーはファイリングして、いつでも閲覧できるようにした。
340	中津少	H28. 8. 24	書籍の貸出について、上・中・下巻を借りたいと思っても今の貸出方法だと借りることができないことがあるとの意見が出された。貸与方法の見直しは可能を検討されたい。	備付書籍について、複数巻がセットである場合には、当該書籍が、上・中・下又は1・2・3と順番に回ってくるよう、書架の当該書籍を入れ替え、できるだけ連続して閲覧できるように改めた。
341	中津少	H28. 8. 24	ソフトボールをしたいとの意見が出された。実施を検討されたい。	ソフトボールについては、各在院者の技量にも大きな差が認められるため、仮に安全指導をしたとしても危険が伴うことから、実施は考えていない。
342	中津少	H28. 11. 1	在院者の意見の中でパン食の回数を増やしてほしい、朝食にパンを提供してほしいとの意見が出たが対応可能か検討されたい。	パン食については通達で週2回と定められている。また、朝食に間に合うようにするには前日納品にしてもらうことになり、乾燥、劣化することから現在の給与方法で実施している。当院の指定する仕様に対応可能な業者が現在のところ1社しかなく、当院の立地条件等の事情により、朝納品は困難とのことである。
343	中津少	H29. 1. 18	現在2紙、新聞を見ることができるようになったが、新聞を見ることが出来る時間はこれまでと変わらず10分であることから2紙は見ることができない。在院者の提案では、個室なら手前の部屋から1紙、奥の部屋から他の1紙を回すことにすれば、順次閲覧できるのではとも言っていたが、実現可能か検討されたい。	単独寮であれば実現可能と思われるが、集団寮については、現在、単独寮同様、余暇時間に集会室で1名ずつ10分間で閲覧させている。10分を越えて閲覧させるならば、2名ずつ閲覧させる必要がある。現実的には、運用を変更することは難しい。

344	中津少	H29. 3. 30	視察委員会開催回数について、年間6回程度の開催のための予算を確保してほしい。	平成29年度については、前年度と比較して1回増の5回開催分の予算措置がなされた。さらなる予算の増額については施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
345	中津少	H29. 3. 30	中津少年学院は、知的障害や発達障害等を有する者が収容される施設であり、十分な人員配置が強く望まれる。職員の増員要請を検討されたい。	当院限りで対応できる事項でないため、引き続き、上級官庁に対して増員の要望を行う。
346	中津少	H29. 3. 30	議事録作成のために、私物パソコンの利用を認めるか、少年院のパソコン貸与の上、議事録データの持ち出しを認めるべきである。	私物パソコンは庁舎内へ持ち込めないとされており、施設限りで対応についての変更はできないが、少年院のパソコン等を使用している議事録の作成については問題ないと思われ、また、作成データの持ち出しについても、少年院から貸与する媒体を使用することについては、所定の手続を踏んでいただくことにより可能である。委員会の要望は上級官庁に伝達する。
347	中津少	H29. 3. 30	障害の特性に応じ、社会内で適応できるような指導・教育をお願いしたい。また、社会復帰後の福祉のケアにつなげられるような取組も検討されたい。	社会内での葛藤場面における好ましい対処方法を学習させる時間を設けるなど、社会性付与の指導に努めている。福祉のケアについては、在院中に保護観察所及び地域生活定着支援センターと協働して、出院後、直ちに福祉サービスにつなぐ調整を行っている。
348	中津少	H29. 3. 30	図書への貸し出し回数及び冊数を増やすことを、可能な範囲で検討してもらいたい。また、歴史物などの教養漫画の整備も検討願いたい。	教育カリキュラム及び日課運営との兼ね合いもあるが、可能な範囲で貸出冊数を増やすこと（現行3冊→5冊など）を検討したい。また、学習用漫画についても整備しているところであるが、更なる充実を図りたい。
349	中津少	H29. 3. 30	中学校卒業生及び高校中退者に対する学習機会の付与について、配慮願いたい。	教育カリキュラム及び日課上、それら者に「授業」を行うことは難しいが、学習教材の整備、補習学習の充実のほか、進学を希望する在院者については「修学支援対象者」に選定して、進学についての情報提供、受験支援等を行っている。
350	中津少	H29. 3. 30	学習用参考図書等の貸与について、配慮願いたい。	予算の制約はあるが、高校卒業程度認定試験関連の問題集、参考書等の整備を進めている。
351	中津少	H29. 3. 30	学習用参考図書等の所持について、配慮願いたい。	学習用自弁書籍等の所持冊数については、内規により10冊と定めているところ、例外規定も設けていることから、それを超えて所持することを希望する在院者については、状況を勘案の上最大限配慮したい。
352	中津少	H29. 3. 30	差入品及び自弁購入品について、在院者の手元に届くまでの時間を短時間に改善願いたい。	可能な限り早く検査等を終了させ、在院者の手元に届くように努力しているところであるが、過去に許可されたものや学習用参考書等、許可されるであろうことが明らかな物品については、検査の手続を簡素化して、迅速に検査するよう内規の改正を行う予定である。
353	中津少	H29. 3. 30	学用品の使用品目を拡大してほしい。	赤鉛筆については、鉛筆削り器とともに各寮に必要な数を整備し、学習時間に使用できるようにした。在院者の特性に鑑み、学用品を多数所持させることが学習への集中を妨げることにならないよう考慮しつつ、拡大を検討していきたい。
354	中津少	H29. 3. 30	入浴日増加、入浴時間の延長等、柔軟に対応してもらいたい。	7月から9月末までは週3回、その他の季節には週2回実施しているが、日課の運営及び予算的な観点と、他施設の運用に倣い、現状のとおりとしたい。
355	中津少	H29. 3. 30	障害者差別解消法施行に伴い、障害に基づく合理的配慮が求められた場合に対応できるよう、同法に関する研修等を実施されたい。	法務省対応指針について職員研修を実施し、合理的配慮義務に遺漏のないよう周知する予定である。
356	大分少	H28. 5. 31	溶接科及び事務科の実習を再開されたい。	資格取得のために実習を行っており、開講時期があらかじめ決まっていることから今後実施する。
357	大分少	H28. 5. 31	作業服について、夏季における実習時の上着の素材を検討されたい。	夏場においても作業時は、けがの防止等の観点から長袖を着せることになるが、衣類の素材等十分に検討を重ねるとともに予算状況を勘案して対応したい。
358	大分少	H28. 5. 31	院長に対する苦情の申出(口頭)について、直接院長と話ができればよう検討されたい。	当院においては、少年院法第103条第3項に基づき、内規において、苦情を聴取する職員として、首席専門官を指名しており、施設の適切な運営上、現在の運用を変更することは予定していない。
359	大分少	H28. 5. 31	夏季は暑くなるので、暑さ対策の一環として扇風機等の設置を検討されたい。	4月の予算会議において、各寮に扇風機を整備するよう決定しており、8月に当該各寮に扇風機を取り付け、指示を発出した上で、使用させている。
360	大分少	H28. 8. 24	夏季であるのに熱いお茶が出たようだが、冷たいお茶を出すよう検討願いたい。	夏季は、常に冷茶を在院者に飲ませている。
361	大分少	H29. 3. 21	矯正教育や在院者の日常生活に関する諸規則の制定及び変更があった際の周知、説明、回答を十分に実施するよう検討されたい。	寮の担当職員等が、詳細に説明しており、今後とも同様に詳細な周知、説明及び回答を実施していく。
362	大分少	H29. 3. 21	幹部職員と寮の教官との間の風通しの良い関係を保つよう、引き続き努力を要望する。	寮主任会議、行事及びレクリエーション等を等して意見の交換を行っており、引き続き同様の取組をとおり、更に風通しの良い職場環境の構築に努めたい。
363	大分少	H29. 3. 21	年6回の委員会の開催分の予算確保を検討されたい。	視察委員会の開催に伴う必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
364	沖縄少	H29. 3. 22	より適切な処遇の実現のために、職員を増員されたい。	職員定員については施設で解決できるものではないが、意見があったことを上級官庁に報告したい。
365	沖縄少	H29. 3. 22	授業を担当する教官について、適切なスキルアップを図られたい。	教官の処遇スキルアップについては、矯正研修所や矯正管区等が主管する研修に職員を派遣し、知識や技術の習得に努めさせているのみならず、外部機関が主催する各種研修等の情報も広く職員に案内し、積極的に参加させるなどして、処遇能力の向上に努めさせている。今後も継続して、更なるスキルアップの機会確保について検討していく。
366	沖縄少	H29. 3. 22	食事の衛生面について最大限の配慮をなされたい。	職員による配食時のビニールキャップ、マスク、ビニール手袋及び配食用道具の使用の徹底を指導した。 また、寮舎における在院者による配食時、同様の措置は講じているものの、喫食までの間に、まつ毛や小さな虫などが混入してしまう可能性があることは否めない。そのような場合も、当該在院者にはすぐに職員に申し出させ、代替食を給与することを徹底している。 更に、業者納入のパンの袋内に小さな虫が入っていたことが複数回あったが、その都度原因を確認し、改善措置を講じた結果、同様の事態は認められなくなった。
367	沖縄少	H29. 3. 22	在院者に対し、年1回程度の歯科検診の実施を検討されたい。	医務課長により、適時個々の在院者に対する歯の状態確認は行っており、必要に応じて外部の歯科を受診させている。歯科検診の実施は、困難である旨御理解いただきたい。

368	沖縄少	H29. 3. 22	必要な面会の時間や手紙の通数については、これを十分に確保するとともに、制限にかかわらず例外的に面会実施ないし信書発受ができる場合について、在院者に対して周知されたい。	法令に基づき、引き続き適正に実施していく。在院者に対する周知も、文書のみならず、機会を捉えて説明するなど継続して行っていく。
369	沖縄女	H29. 2. 15	沖縄少年院との組織統合後も、引き続き、個々の在院者の個性や生活背景、人権に配慮した手厚い指導の継続を求める。	組織統合後も、現在の細やかで手厚い処遇の展開を継続していく。
370	沖縄女	H29. 2. 15	外部医療機関への診療体制の確立、清掃時のマスク着用等の予防医学的アプローチ及び喘息発作等対応マニュアルの作成等、医療体制の整備について検討願いたい。	専門的医療の必要性の高さに応じて、外部医療機関への診察を実施している。また、清掃時のマスク着用のみでなく、感染症対策等にも予防医学的観点から、在院者の日常生活の指導を徹底している。喘息等については、個別で丁寧に対応しており、必要に応じて医務課より指示を出して対応している。
371	沖縄女	H29. 2. 15	クラブ活動として三線教育を導入することについて、検討を求める。	三線が在院者にとって身近なものであるという認識はあるものの、指導者の確保や日課運営上の問題等を含め、総合的に検討していく。クラブ活動の種目の選定については、今度も定期的を実施していく。
372	沖縄女	H29. 2. 15	寮内で使用するトイレの個室指定については、在院者によって和式及び洋式に固定されることのないよう求める。	在院者によって固定的に使用させている事実は認められない。今後も、偏りのない、適切な指導を徹底していく。
373	沖縄女	H29. 2. 15	高校進学率が高まりつつある現代において、中学校卒業後の在院者に対しても生活訓練のみでなく、外部講師の指導等を含めた教科教育の実施及びその機会の付与を求める。	外部講師の授業の導入は行ってはいないものの、補習教育という形で英語学習は可能であり、学習機会の付与はなされている。
374	沖縄女	H29. 2. 15	日常生活における挨拶やお礼はコミュニケーションの基礎であり、人間が社会で生きていく上では必要不可欠であるため、院生活においてその制限が過剰になされていないか検討を求める。	人間社会におけるコミュニケーションは、挨拶やお礼のみでなく、節度ある人間関係の構築という大きな枠組みがあり、少年院における会話制限は、そのような総合的な観点から、いわゆるTPOを体得させる働き掛けであると考えている。そのような視点に立ち、当院の会話制限を考えると、TPOの体得という範ちゅうを超えるものではなく適正であるとは認められるものの、それが過剰なものとならないよう、今後も継続的に検討する機会を設けていく。